令和6年度 (2024年度)

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会

事業計画

(社会福祉事業・公益事業)

目 次

事業計画書

《社会福祉事業の部》

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会・・・p1~5特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家・・・p6~23障害者支援施設 菰野聖十字の家・・・p24~37特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家・・・p38~57介護老人保健施設 聖十字ハイツ・・・p58~71ケアハウス 白百合ハイツ・・・p72~73聖 マ リ ア こ ど も 園・・・p74~79聖十字四日市老人福祉施設・・・p80~86

《公益事業の部》

菰 野 聖 十 字 の 家 診 療 所・・・・p87

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会 令和6年度 事業計画

I. 基本理念・基本方針

- 1. 社会福祉法人鈴鹿聖十字会の基本理念
 - (1) 利用者の皆様一人ひとりが、安全に、安心して生活していただけるように支援する。
 - (2) 利用者の皆様一人ひとりにとって最も有利なサービスを提供する。
 - (3) 利用者の皆様一人ひとりに心から寄り添い、その声に耳を傾け、人間性・尊厳・生きる権利を最大限に尊重する。

2. 法人運営に関する基本方針

- (1) 社会福祉事業の業績向上と安定化
- (2) サービス向上のための人材育成と定着化
- (3) 法人組織内の活性化
- (4) コンプライアンスとガバナンスの強化
- (5) 資産の利活用
- (6) 地域貢献活動の実施
- (7) 太陽光発電設備の導入※具体的内容はⅢ項に記載。

Ⅱ. 鈴鹿聖十字会 令和6年度の事業内容

- 1. 第一種社会福祉事業の実施
 - (1) 特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家の経営
 - (2) 特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家の経営
 - (3) 聖十字四日市老人福祉施設の経営
 - (4) 障害者支援施設 菰野聖十字の家の経営
 - (5) ケアハウス 白百合ハイツの経営

2. 第二種社会福祉事業の実施

- (1) 認定こども園 聖マリアこども園の経営
- (2) 介護老人保健施設 聖十字ハイツの経営
- (3) 鈴鹿聖十字の家 老人居宅介護等事業の実施
- (4) 鈴鹿聖十字の家・菰野聖十字の家 聖十字四日市老人福祉施設 老人短期入所事業の実施
- (5) 菰野聖十字の家障害福祉サービス短期入所事業の実施
- (6) 老人デイサービスセンター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (7) 老人介護支援センター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (8) 病後児保育事業の実施
- (9) 菰野聖十字の家 特定相談支援事業の実施

(10) 菰野聖十字の家 障害児相談支援事業の実施

- 3. 公益事業の実施
 - (1) 菰野聖十字の家診療所の経営
 - (2) 居宅介護支援事業
 - (3) 通所リハビリテーション事業
 - (4) 訪問リハビリテーション事業

Ⅲ. 令和6年度の具体的事業計画

1. 社会福祉事業の業績向上と安定化

各事業の運営状況を細かく点検し、課題を抽出して解決していくことで、社会福祉事業の足腰を強くして、将来にわたって持続可能な運営状況を作り出す。

(1) 安定した収入の確保

全施設・事業所の稼働率目標管理を行うと同時に、稼働や財務状況を 定期的に確認し、運営状況を把握する。業績が低下している施設・事業 所があれば個別の協議や施設長会議での検討を経て業績向上のための施 策を早急に立案、実行することで業績の改善を図る。

(2) 経費の節減

電気・ガスや食材料の価格高騰に対して、供給元業者との価格交渉や他業者との相見積を行うことにより、支出増を可能な限り抑制する。

同時に、年間を通して電気やガスの節約に全職員で取り組む。

2. サービス向上のための人材育成と定着化

当法人の施設・事業所を利用いただく皆様が安全に安心して生活していただけるよう、その担い手となる職員の確保と育成、定着化に取り組む。

(1) 資質向上のための内部研修の実施と外部研修への参加

法人内施設の合同研修を、職種別・階層別に実施する。ここでは、当 法人基本理念の再確認、業務テーマごとの方法性の確定のための協議検 討、施設間の情報交換等を行うものとする。

また、コロナ禍で滞りがちになっていた外部研修についても、できるだけ多くの職員が、リモートも含めた多様な形式で研修に参加できるよう配慮する。

(2) 職員の給与改善と労働環境改善

国の介護職員等に対する処遇改善施策に対応した給与制度の見直しを行うとともに、シニア制度の拡充、施設内 ICT の強化、介護ロボット導入等の施策を実施することで、職員一人ひとりが安心して長く勤務できる体制を作り、今後大幅な不足が予測される介護職員等の確保と定着を図る。

(3) 人材の確保

当法人が将来にわたって持続的に運営されていくために必要な、未来

を担う若手人材(新卒・第二新卒・セカンドキャリア人材)の採用活動を、 大学との連携や就活サイト・転職サイトの活用等により、積極的に行う。

(4) 人材の育成

将来のリーダーとして育てていくことを目的として採用した職員に対し、 策定した当法人独自の「人材育成計画」を基に、複数の職種・勤務場所を 経験させるとともに、資格取得・研修等を通して学習の機会を作ることで、 個々にキャリアアップを図ることができる体制を作る。

3. 法人組織の活性化

いくつもの施設・事業所を運営し、多数の取り組み事例が集積している強みを生かし、課題に対して組織横断的に取り組んで解決する体制を確立するとともに、施設・事業所間の人材交流を今までより活発に行い、法人組織全体の活性化を図る。

また、適材適所の配置と能力の活用、さらには2(4)の人材育成の観点からも、施設・事業所間の人事異動を実施していく。

さらに、2 (1) の職種別・階層別の法人内研修の実施により、施設・事業 所間の職員の連携や情報交換を可能とし、サービスの向上につなげられるよう にしていく。

4. コンプライアンスとガバナンスの強化

社会福祉法人として、公益性、非営利性を重視して適法に運営していくことを心がけると同時に、経営判断が求められる事象に対しては迅速な判断ができるような体制を確立する。

- (1) 定款及び定款細則に則り、理事会・評議員会審議を必要とする重要な用件については、常に理事会・評議員会を開催し、採決を行ったうえで決定することを前提とする。
- (2) 各施設・事業所において、支出超過・資金難や職員数の顕著な不足など、 運営上の課題が発生した際、速やかに状況確認を行い、改善に関する方策 を立案、実施するとともに、「施設長会議」にて全施設長に状況を開示し、 参加者全員で課題を共有し、改善策を磨き上げる。また、改善に向けて取 り組んだ内容を担当施設長から継続的に報告させ、必要に応じて計画の見 直しを行う。
- (3) 各施設・事業所において、職員による不適切な行為が行われたことが認められた場合は、即座に理事を中心とした対策チームを立ち上げ、当事者や担当施設長等関係者からの聞き取りを行い、対処の方針を策定する。また、「懲罰委員会」により、職員の処分内容を審議させる。

5. 資産の利活用

現存の運用財産の一部(不動産)に関して、活用の道筋を付けて非効率な出費の削減を図る。

(1) 旧「三重聖十字病院」について

現在菰野聖十字の家内で行っている障がい福祉サービスのうち、生活介護事業および障がい者短期入所事業を旧「三重聖十字病院」の建物に移転させるとともに、同一施設内において、障がい児通所支援事業としての児童発達支援・放課後デイサービスを新規に開設し、これらを 2025 (令和 7)年度中に稼働させることを目指す。これに向けて今年度は、この建物の一部改修の計画や各事業の実施準備を進めていく。

(2) 当面使用する予定のない現金預金に関しては、「資産運用規程」に則り、低リスク金融商品の購入などによる資産運用を行う。

6. 地域貢献活動の実施

- (1) 地域リハビリテーション推進事業 地域住民及び医療・福祉・介護従事者を対象とした参加費無料のセミナー を、年2回程度開催する。
- (2) 聖十字フォレストエリア 当法人所有の山林内に設置した遊歩道を、主に聖マリアこども園の園児と その家族に無料開放し、自然と触れ合う時間を楽しんでいただく。

7. 太陽光発電設備の導入

特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家の年間使用電力のうち 25%程度を賄う目的で、同施設の敷地内に太陽光発電設備を設置する事業を行う。導入にあたっては、三重県太陽光発電設備等設置費(事業者向け)補助金の申請を行う予定。

鈴鹿聖十字会 施設·事業一覧

施設名	事 業 名	定員
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)事業	60
特別養護老人ホーム	居宅介護支援事業	
鈴鹿聖十字の家	老人短期入所(短期入所生活介護)事業	
	老人居宅介護等事業(訪問介護事業)	
	生活介護事業	75
	施設入所支援事業	60
障害者支援施設	障害者短期入所事業	7
菰野聖十字の家	日中一時支援事業	
	特定相談支援事業	
	障害児相談支援事業	
特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)事業	90
	居宅介護支援事業	
Jane 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	老人短期入所(短期入所生活介護)事業	7
	介護老人保健施設事業	100
介護老人保健施設	短期入所療養介護事業	
聖十字ハイツ	通所リハビリテーション事業	20
	訪問リハビリテーション事業	
ケアハウス 白百合ハイツ	ケアハウス事業	50
聖マリアこども園	幼児教育・保育一体事業	95
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)事業	29
	老人短期入所(短期入所生活介護)事業	10
聖十字四日市老人福祉施設	老人デイサービス事業	30
	老人介護支援センター (四日市市委託事業)	
	居宅介護支援事業	
菰野聖十字の家診療所	診療所事業	

特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家 令和6年度 事業計画

事業内容:特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 定員60名

短期入所生活介護 (空床利用型)

居宅介護支援

老人居宅介護事業等事業

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただくために、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。また科学的根拠に基づいた介護を基本とし、経験や勘に頼らない介護サービスの提供を実践する。これにより介護者がやりたい事をするのではなく、利用者が本当に望んでおられる事をお世話できる施設を目指す。

1. 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症予防委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会を中心として対策を立案し、各 ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤ リハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。

2. 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいると安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」 と思っていただけるような施設となることを目指す。このためには職員の資質向 上が不可欠であり、施設内研修を実施するほか、法人内研修、外部研修にも例年 以上に参加する。
 - とりわけ、身体拘束の廃止や高齢者虐待の防止を含めた、利用者の人権尊重に関する内部研修を実施し、入居者の方一人ひとりが常に安心して生活していただけるために職員の人権意識を向上させる。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、身体拘束廃止委員会を中心として、当施設において 身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむ を得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよ う、関係職種が連携しながら取り組んでいく。
- ・新型コロナウイルス感染症などの感染者(感染疑いを含む)が施設内で発生した場合及び自然災害発生時においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めたが(BCP)、研修、会議、訓練などを通して随時 BCP をブラッシュアップ

していく。

3. 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事 内容を工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。
- ・ユニット間の交流行事として、喫茶行事を毎月実施する。
- ・ユニット内あるいは同一フロアにおいて誕生日のお祝いや季節を感じていただける「イベント」を開催する。
- ・今年度においては、近隣への外出行事を前年度以上に頻繁に実施する。(感染症等の状況を見ながら)
- ・野菜作りや花の栽培、近隣の散策などを通し、入居者の方々が自然と触れ合える 機会を多く持てるようにする。

Ⅱ. 運営上の目標

- 1. 運営安定化のための稼働率向上・維持
- ・施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行 していく。
- ・年間ベッド稼働率目標:98%
 - ・利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、 利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設の PR を行う。
 - ・鈴鹿市からの緊急一時保護、措置、ケアマネ・家族からの急な依頼なども積極的 に受け入れる方向で検討し、空床ベッドを埋めていく。
- 2. 職員の資質向上のための取り組み
 - 施設内研修:年10回以上実施
 - ·施設外研修:年間7名程度参加

3. 経費の節減

・電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の 購入価格比較を行うことにより、支出を徹底的に削減する。

4. 人材の育成・定着化

- ・「アセッサー」資格を取得した職員を中心として、介護職員の「キャリア段位制度」の導入を図り、多くの職員が段位を取得できるように取り組んでいくと共に、そのノウハウを新入職員の教育訓練にも活用していく。
- ・ユニットリーダー研修修了者が現在3名在席。令和6年度はもう一名の職員を ユニットリーダー研修に参加させ、ユニット職員の活性化をはかる。また、研 修等を通じて既存職員の意欲向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づ くりを進め、退職者を前年度より減少させるように取り組む。
- ・将来のユニットリーダー、副主任、主任、生活相談員などを育てることを念頭に 置いた職員教育や業務の割り振り、研修参加などを実施していく。

5. 効率化

・介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化につながる ICT を導入し、業務の効率化を図る。また見守りセンサを導入し、ベッドからの転落等のリスクがある利用者様の訪室回数を減らす等効率化を図っていく。

Ⅲ. 各ユニットの事業計画

1. 「海」ユニット 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミ	意見交換を行	問題点・改善点について	ユニット	2か月に1度
ーティング	い、意思統一	検討。	職員	
の実施	を図る。			
行事の実施	入居者の身体	実施計画を事前に立て、	ユニット	毎月
	機能の活性化	計画書を作成し、他部署	職員	
	と日々、楽し	と連携を取り実施する。		
	みを持ってい			
	ただく。			
環境整備	生活環境を整	ユニット全体の整理整	ユニット	随時
	え快適に過ご	頓・掃除。	職員	
	していただ	適切な温度・湿度管理。		
	<.	換気。		
介護事故・	事故の防止と	事故発生時に他部署と	ユニット	随時
ヒヤリハッ	予防	連携し対応策を検討。	職員	
<u>۲</u>		事故報告書を活用し介		
		護方法の見直し。		
		危険個所や危険な状況		
		等発見時は連絡ノート		
		に記載し注意喚起を行		
		う。		

2. 「大地」ユニット 令和6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミ	意見交換す	入居者様のより良い生	ユニット	3 か月に1回
ーティング	る。	活や業務内容の改善を	職員	
		見直す。		
感染症委員	感染症を蔓延	施設長、相談員、看護師、	ユニット	3か月に1回
会	させないよう	栄養士、介護職員で意見	職員	
	対策する。	出し合いう。春夏秋冬で		
		それぞれの感染対策。		

レクリェー	楽しみを持っ	季節の行事等	ユニット	月に1回
ション実施	て頂き、生活	職員 1~2 名の担当者を	職員	
	にメリハリつ	作り、担当者は企画行		
	ける。	う。		
環境整備	快適に過ごし	床掃き、テーブル拭き、	ユニット	毎日
	て頂く。	キッチン周りの掃除。	職員	
		大掃除は 10 月頃より		
		徐々に。		

3. 「空」ユニット 令和6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
ユニットミ	情報の共有	日々の業務の中で改善	ユニット	1回/3か月
ーティング	意見交換	点等意見交換。	職員	
行事	日々の生活の	節分等季節に合った行	ユニット	1回/1か月程度
	中で楽しみを	事を同フロアユニット	職員	
	持っていただ	と協力して実施する。		
	<.			
	季節感を感じ			
	ていただく			
ユニット清	清潔保持	ユニット内清掃を計画	ユニット	週1回~半年1
掃		表及び実施表を使用し	職員	口。
		行っていく。		
介護事故	事故予防	事故発生に際し内容に	ユニット	随時
		よって各部署と相談し	職員	
		原因究明し防止策検討。		
		ユニットMでの検討。		
		ユニット連絡帳を使用		
		した注意喚起。		

4. 「太陽」ユニット 令和6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
ユニットミ	意見交換	3か月に1回予定	ユニット	随時
ーティング			職員	
の開催				
環境整備	快適に過ごし	・掃除の実地	ユニット	随時
	て頂くため	各入居者様の必要な物	職員	
		品について、ユニット職		
		員で検討行う。		

行事開催	季節感を感じ	空ユニット協力の元、フ	ユニット	随時
	て頂くため	ロア職員で計画・実地	職員	
介護事故・ ヒヤリハッ トについて	事故の再発防止	事故等、発生時には原因 究明・防止策を医務・相 談員と連携をとり介護 職員に口頭・連絡ノート で防止策を徹底してい く。転倒・誤薬について は、事故原因を詳しく把 握行い、ユニット職員に 周知する。	ユニット職員	事故発生時

5. 「星」ユニット 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
行事	・季節を感じ	・他職種と連携をとり季	ユニット	月一回程度
	て頂く。	節にあった催し物を実	職員	
	・楽しみを持	施する。		
	って頂く。			
ユニットミ	・意見交換を	問題点について話し合	ユニット	3ヶ月に1回
ーティング	行いサービス	い支援方法を決定、統一	職員	
の開催	の向上を目指	を図る	相談員	
	す	・事前準備を行う。(チ	主任	
		ーム職員個々で議題書		
		を作成しミーティング		
		の効率化を図る)		
介護事故、	・事故防止	・3F 全職員で意見交換を	ユニット	随時または、
ヒヤリハッ	・再発防止	行い事故に関する意識	リーダー	月1回程度
トについて		を高めリスクの共有化		
		を図る。		
		・他職種と連携を図り原		
		因究明、防止策を考えて		
		いく。		
		・口頭、連絡ノートにて		
		注意喚起を行う。		
環境整備	生活環境を整	・定期的に居室整理、整	ユニット	随時
	える事によ	頓を行う。	職員	
	り、安心に安	・定期的に共同室、共同		
	全で快適に過			
	ごしていただ	し清潔を保つ。		
	< 。	・ 必要物品の検討		

6. 「月」ユニット 令和6年度事業計画

項目	□ <i>h/</i> -	目状的存制型面	扣不本	字坛味册, 期明
	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミ	意見交換を行	問題点・改善点について	ユニット	3か月に1回
ーティング	い、意思統一	検討し、解決策を実施す	職員	
の実施	を図り問題	る。		
	点、改善点を			
	出し実施する			
行事の実施	生活の中で楽	入居者の思いを感じと	ユニット	毎月
	しみと季節感	り改善点や問題点など	職員	
	を持っていた	出し次回の行事に生か		
	だく。	していく。		
環境整備と	生活環境を整	居室の整理整頓と清掃	ユニット	随時
節電の実施	え清潔に快適	の実施。	職員	
	に不備なく過	適切な温度・湿度管理		
	ごしていただ			
	<.			
介護事故・	事故の防止と	事故発生時に対応策を	ユニット	随時
ヒヤリハッ	予防	検討し実施。リスクマネ	職員	
١		ージメントを実施し防		
		止していく。		

IV. 各職種の事業計画

1. 栄養・調理 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
衛生	食中毒 0 件	・手洗い励行 ・衛生点検実施 ・水質検査実施 ・食材、器具、設備を清潔 に保つ。 ・温度管理記録 ・調理後、2 時間以内に喫 食	調理員 管理栄養 士	毎日 1回/月(夏2
				回)

安全	異物混入 0 件	・清潔な制服着用 ・異物注視 ・不要物の排除 ・検品 ・部外者の出入り禁止		毎日
非常食	非常事態での食事提供	・非常水、非常食の常備、 入替え・マニュアル作成	管理栄養 士	水:1回/5年 常食:1回/5年 注サー:1回/2年
献立	栄養素量充実	・食品構成表を基に献立 作成	管理栄養 士	通年
給食費	物価の高騰による食材費の増加を抑制	・食材の見直し・献立の調整・納品書をチェックし適正価格を維持・業者の見直し	管理栄養 士 調理員	毎日 適宜
行事食	サービス向上 満足度向上	・旬の食材を使用したイベント実施	管理栄養 士 調理員	1 回/月
調査		・嗜好調査の実施	管理栄養 士	1回/年
喫茶	サービス向上 交流の場作り	・案内表の作成 ・手作り御菓子、飲み物 を提供	調理員 管理栄養 士	1 回/月
ミーティンク゛	サービスの改善 仕事効率向上	・意見交換 ・問題点の改善	施設長調理員管理栄養士	1回/月
教育	知識向上	・研修に参加	調理員 管理栄養 士	6 回/年
栄養クアマネジメント	低栄養の予防 栄養改善	 ・栄養ケアプラン作成 ・LIFE 入力 ・モニタリングの実施 ・ミールラウントでの実施 実施できない時は ほのぼので情報を 共有し、モニタリングに 記録する。 	管理栄養 士	4回/年 入居時 1回/月 中高リスク3回/週

報告	情報提供	・給食運営状況を	管理栄養	11 月
		保健所へ報告	士	

2. 生活相談員 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
入居調整	年間稼働率	入居申込時に緊急	生活相談員	通年
	98.5%	性が高い場合、優先		
		的に状況調査・面談		
		を行う。		
		入居検討委員会を	生活相談員	月1回
		定期的に開催し、入		
		居候補者の選定を		
		行う。		
		施設のパンフレッ	生活相談員	年2回
		トを居宅介護支援		
		事業所、病院などに		
		配布する。		
		空床ができた時は、	生活相談員	必要時
		居宅介護支援事業		
		所等に空床案内、シ		
		ョートステイの利		
		用案内を行う。		
入居者様、	満足度の向上	入居調整や入居手	生活相談員	通年
家族様対応		続き時に丁寧に施		
		設概要を説明し、ご		
		要望を確認する。ご		
		相談があったとき		
		は迅速に対応する。		
		家族様来所時は、ご		
		様子を報告する。		
職員教育	ユニットリー	ユニットリーダー	生活相談員	通年
	ダー支援	が、円滑にユニット		
		を運営できるよう		
		に協力・助言する。		
	権利擁護に関	権利擁護、虐待防止	生活相談員	年2回
	する教育	についての研修を		
		実施する。		

3. 介護支援専門員 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期 • 期間
ケース検討	サービス向上	ユニット職員を	介護支援専門員	入居者一人に
	に向けた情報	中心に各職種の		つき
	共有	意見を聴取(会		1回/3か月
		議、聞き取り)。		
ケアプラン	入居者一人ひ	ケース検討をも	介護支援専門員	入居者一人に
作成	とりの生活に	とにユニット担		つき
	沿ったプラン	当職員と情報共		6 か月/1 回
	の作成	有し作成する。		

4. 看護 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期 • 期間
定期健診	健康管理と全 身状態の把握	年1回 胸部 X-P 採血検査等を実 施	嘱託医 看護職員	通年
		※結果で要治療 の場合、医師の指 示を仰ぎ対応		医師の指示、対象者の状態に応じて施行
		異常時、医師への 上申、指示の実施	看護職員	通年
衛生管理	感染予防委員 会	感染対策策定 予防接種の実施 外来者への検査の 外出者(受診を含 外出者(受診を含 を 外出者(受診を含 が を を を を を を を を を を を を を を を を を を	看護職員 介護職員 嘱託医 栄養士 相談員	3か月/1回 入居時及び適宜
	褥瘡委員会	褥層の予防、悪化 の防止		通年
カンファレンス	看護、介護の 問題点を探る 入居者の状態 把握、情報の	ユニット又は必要に 応じ個別ケースカンファ レンス 状態の変化に応	看護職員 介護職員 栄養士 調理員	通年 3か月/1回

	共有	じて対応策を検		
		討		
研修会	入居時の状態 把握、情報の 共有 入退院時の医 師との連携	薬剤の効用、副作用等の勉強会	嘱託医 看護職員	通年
	施設内研修内 容の共有と周 知、把握	施設内研修を元にミーティングを開催	全員	

5. 事務 令和6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
	稼働率の向上を図る。	入院や入居まで の空きベッドを ショートステイ に利用し、年間ベ ッド稼働率目標 を 98%以上とす る。	相談員事務員	通年
施設財政の安定化	適正な財務運営	物品在庫、使用状 況を毎月事務M にて確認し、消耗 品の節約、光熱費 の削減を他部署 に呼び掛ける。 物品の購入価格 の比較を行い、 出を削減する。	事務員	毎月
	徴収不能金ゼロ	入居者利用料の 入金状況を確認 し、確実に徴収す る。	事務員	毎月
預り金の管理	適正な預り金 管理を行い、 家族様に報告 する。	家族様への預り 金の収支・残高の 報告をする。	事務員	年4回

利用者満足度アンケート	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	利用者満足度ア ンケートの実施 および分析と、家 族様への報告・回 答をする。	事務員相談員	年1回
広報誌の発 行	施設の様子を 利用者様、家 族様にお知ら せする。	広報誌「すばる」 を発行する。	事務員	年4回
喫茶の開催	入居者様への 楽しみ、交流 の場を提供す る。	り入れ、会話を楽	施設長 相談員 栄養士 事務員	毎月1回
職員研修会	知識・技能の 習得のための 研修計画と、 外部研修の情 報 提 供 を す る。	内部研修会の計画、外部研修会の 手続きと職員へ の報告書の周知 をする。	施設長 事務員 全員	内部 年 12 回 外部 随時
職員の健康維持	務できる職場	健康診断・ストレ スチェックを実 施し、結果を産業 医・衛生委員会で 確認、必要な対策 を講じる。	施設長 産業員 看護主任 介護主任 事務 ヺ リー 全員	健康診断 年2 回 ストレスチェ ック 年1回
コロナ対策	1	職員の感と等でである。とのでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	全員	毎日

		家族様への面会 方法のお知らせ。 来訪者の玄関で の検温と消毒の 徹底。	相談員事務員	
災害への備え	災害時、適切 に対応して被 害を最小限に する。		介護主任全員	年3回
設備の適切	機械設備の無 駄な使用をな くす。	空調、照明、給湯 の無駄な使用が ないよう常時監 視する。	施設長	
設備の適切 な使用と維 持管理	機械設備を適 切に維持管理 する。	空調、電気製品、 水道衛生設備の 日常の点検や手 入れを丁寧に行 い、常によい状態 で使用する。	事務員清掃員全員	通年
敷地内の環 境維持	庭を継続して 美しく保つ。		施設長事務員 栄養士 作業職員	通年

6. 居宅介護支援 令和 6 年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
利用者の確 保	目標値:月30名	緊急ケース受け 入れ等により地 域の信頼を得る。	介護支援専門員 (居宅)	通年
認定調査の 実施	目標値:月5件	鈴鹿亀山地区広 域連合や各保険 者からの依頼に 対応していく。	介護支援専門員 (居宅)	通年

V. 各委員会の事業計画

1. 介護事故防止委員会 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
委員会の開催	事故発生予	委員会を年4回	担当委員	6月・9月
	防のため	開催。		12月・3月
事故事例の集	事故防止対	前年度の事故事	担当委員	6月・9月
計・分析の実	策の策定の	例を集計し、内		12月・3月
施	ため	容・時間・場所等		
		分析して職員に		
		公表。		
事故事例の検	事故防止対	上記実施後、ユニ	担当委員	
討	策の策定と	ットごとの状況		委員会実施後
	実施	に応じた事故防		
		止策を策定し、実		
		施する。		
施設内研修の	職員の意識	職員が事故を予	担当委員	年1回
実施	向上	防するための注		
		意点等を具体的		
		に学習できる研		
		修を実施する。		

2. 感染症予防委員会 令和6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定	感染予防のた	3ヶ月に1回の	担当委員	4月・7月・10
期開催す	め	頻度で委員会を		月・1月
る。		開催する。		
		参加者(委員)は		
		施設長・看護職		
		員・介護職員・栄		
		養士・事務員の各		
		職種より1名~		
		2名。		
感染症・食	予防対策の標	現行の予防策を	担当委員	10 月末
中毒予防対	準化	見直し、全職員が		
策の策定		実施できる予防		
		対策・マニュアル		
		を策定する。		

予防対策の	予防対策が確	各委員が、自分の	担当委員	11月~3月末
実施管理	実に実施され	業務範囲におい		
	るため	て予防対策が確		
		実に実施できて		
		いるかフォロー		
		する。		
感染症発生	感染症が発生	感染症発生及び	担当委員	10月・1月
及び蔓延の	した場合であ	蔓延の予防のた		10 月の訓練は
予防に関す	っても、必要	めの訓練(シュミ		BCP (感染症)
る訓練	な介護サービ	レーション) の実		訓練(シュミレ
	スが継続 的	施。		ーション) とー
	に提供できる			体的に実施
	体制を構築す			
	る。			

3. 身体拘束廃止委員会 令和 6 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	身体拘束廃	年4回の委員会	担当委員	6月・9月
安貝云の開催	止のため	を開催する。		12月・3月
身体拘束実施	身体拘束ゼ	実際に行われて	担当委員	6月・9月
事例の廃止検	口を目指す	いる場合につい		12月・3月
討		て、廃止を前提に		
		具体的方法を協		
		議する。		
施設内研修の	身体拘束廃	介護・看護職員を	担当委員	年2回
実施	止方針の周	対象に、その弊害		
	知徹底	や法的位置付け、		
		廃止のための方		
		法等を学ぶ。		
身体拘束に関	無断で安易	委員を中心に施	担当委員	通年
する施設内監	な拘束をさ	設内監視を行い、		
 視	せない	無断での拘束行		
		為があれば即刻		
		停止させ、注意指		
		導を行う。		

4. BCP 策定委員会 令和 6 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
	自然災害発	年1回の委員会を	担当委員	
委員会の開催	生時等にお	開催する。		2月
	いても、サー			

	ビス提供を 継続するた			
	め。			
BCP の策定	サ供る施項と時にるすをビ継めべ定むら行うきめ、円で準事る。提す実事る平滑き備項	年一回以上、委員 会等で BCP を 定、見直しを う。	担当委員	2月及び随時
施設内研修の 実施	BCP の 周 知・徹底	平時から円滑に 実行できるよう 準備する。	担当委員	年1回
災害等が発生 した際の訓練 (シュミレー ション)の実 施。	災生で必サ継供制る等たっなビ的き構が場て介スにる築	災害等が発生した際の介護 が発生した際の介護 にいまる訓練 (シェン・ション)の実施。	担当委員	10月・2月 10月は感染症 の月は感染を のかいで のかいで 10月は感染症 のかいで 10月は感染症 のかいで 10月は感染症 のかいで 10月は 10月は 10月は 10月は 10月は 10月は 10月は 10月は

5. 人権擁護· 虐待防止委員会 令和 6 年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
	虐待の防止	年1回の委員会を	担当委員	
	のための対	開催する。		
委員会の開催	策を検討す			
	るとともに、			F D . 1 1 D
	その結果に			5月・11月
	ついて、従業			
	者に周知徹			
	底を図るこ			

	と			
高齢者虐待防 止マニュアル (指針)	高齢者虐待 防止マニュ アル(指針)	年一回以上、委員 会等で高齢者虐 待防止マニュア	担当委員	5月及び適時
(打日並T <i>)</i>	の改定	ル (指針)を策定、見直しを行う。		
施設内研修の 実施	虐待の防止	施設内・施設外の 研修に参加する。	担当委員	年1回

6. 衛生委員会 令和 6 年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
壬 旦人の即 <i>関</i>	職場内の衛	年 12 回の委員会		
委員会の開催	生•安全環境	を開催する。		
労働災害の未	を確立する。	・各部署の現状把		
然防止やメン		握	担当委員	毎月
タルヘルス維		・対応・予防策の		
持のための活動の計画・実		協議		
節の計画・美 施。		・活動内容の計		
7E0		画、実施		

7. 入居検討委員会 令和 6 年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	適正な入居	年 12 回の委員会		
中にせる原生	受け入れを	を開催する。		
申込者の優先	行う。	申し込み受付職		
度の検討。		員からの詳細な	担当委員	毎月
		情報をもとに、入		
		居基準に則って		
		入居順位を決定		
		する。		

8. 介護現場生産性向上委員会 令和6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期•期間
委員会の開催	介お性資組をかり、現場を上取促観場をしてのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	年1回の委員会を 開催する。	担当委員	1 1 月

	おける課題を抽出た上で、事業所において、事業による。			
	て、利用者の 安全護サーの なの質の 保及び職員			
	の負担軽減 に資する方 策を検討す る			
研修の実施	介護現場に おける生産 性の向上	施設内・施設外の 研修に参加する。	担当委員	適時

VI. 居宅介護事業(訪問介護・介護予防訪問介護)の事業計画

1. サービス方針

「利用される皆様が、可能な限りご自宅での生活を継続していただくことができるよう に、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

2. 事業計画

計画事項	実施内容
決算で赤字にならないよう、安 定的な収益をあげていく。	 ・サービス提供責任者が地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と密接に連絡を取り合い、安定的な利用者確保を目指す。 ・近隣の事業所だけでなく、鈴鹿、亀山、四日市の事業所には随時空き情報などを提供し、新規開拓していく。また空きがあれば遠方でも受けていく。 ・人件費や事業費などの経費軽減。(手当等を特養と按分し適正化していく)
担当職員間の連携を強化し、利用者の満足度の向上を図る。	・担当者によって利用者へのサービス内容が大きく変わることがないよう、ミーティングにおいて利用者個別の状況、サービス内容、留意すべき点に関して担当者間で周知徹底を図る。・利用者満足度調査を年一回実施し、改善すべき点を明確にして取り組む。

利用者・家族からの苦情に対し て丁寧に対応し、苦情を通して 施設サービスの改善を図る。	・丁寧に苦情処理を行ったうえで、ミーティングにおいて苦情の内容、改善方法を確認し、当該利用者だけでなく、同様の問題が発生する可能性のある他の利用者に対しても同じように取り組んでいく。
職員の資質向上を図る。	・年4回、職員研修(居宅内部研修)を行う。また、 外部研修についても、参加する機会を設ける。 施設内部研修については毎月実施する。

障害者支援施設 菰野聖十字の家 令和6年度 事業計画

I. 事業内容

- ·障害者支援施設(生活介護事業 定員75名、施設入所支援事業 定員60名)
- ・障害者短期入所事業 : 7床(令和5年4月より5床から7床に定員増)
- 日中一時支援事業
- 相談支援事業・障害児相談支援事業

Ⅱ. 職員定数

看護職員、セラピストおよび生活支援員の配置数は、利用者に安心していただけ、 また、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すため、人員配置体制加算(I)基 準数の配置を維持する。

Ⅲ. 運営の基本方針および事業目標

「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、施設を利用されている多種多様な障害をお持ちの方が、本当に安心してその人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自律した生活を送ることができるように、具体的な支援やサービス提供に対し明確なプランを立て、その実現に向け努めていく。

更に、障害を理由とする差別的な取り扱いへの認識不足と、不適切なケアの積み重ねから起きる障害者虐待に対して、職員個々がより一層の理解を深めること、様々な障害特性に関し、具体的事例に基づき学び、対人援助技術の向上を図ることや人材育成に力を入れ現役職の総力向上と次期リーダー候補の擁立を目指し、組織として正に業務が遂行できるよう役割と指示系統を明確にすることで、連携・協力を密に取り各職種の専門性が活かされる支援・業務体制を構築していく。また、感染症対策にも留意しながら、安心して暮らすことができるよう、また楽しみを見いだしていきたい。利用者が人間としての尊厳を持ち、心から安らぎを感じる事の出来る環境を構築していく。

また、事業継続計画を立て、自然災害、大火災、未知の感染症拡大などの緊急事態に遭遇した場合、入居者、利用者、職員に対する被害を最小限にとどめつつ早期復旧し事業継続していくために方法や手段を決めておく。

Ⅳ. 具体的な事業計画およびその内容 施設入所支援・生活介護事業(入居部門)

計画事項	実 施 内 容
利用者に喜んでいただけるケ	・主任、副主任は定期的に職員個々から現行の業務
アを実施し、利用者満足度の	体制や支援の課題に対する意見・要望等を聴取し、

向上に取り組む。	問題・課題点を整理して迅速かつ計画的に是正す
	る。
	・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、
	利用者からの意見・要望・不満を定期的に聴取し、
	問題や課題を整理し是正する。
	・感染症状況を法人全体で見極め、外部(クラブ活
	動講師)との接触や面会・外出・外泊等の実施の
	可否判断をその都度行い、利用者の生活が安全か
	つ豊かになるように支援していく。
	・入居者からの声に耳を傾け、ご要望等があった際
	は、それが実現可能なものなのかを見極め応えら
	れる最大限の努力に努める。
	・管理監督職者は職員が互いに抱える問題意識を共
	有し理解し合う為に、役職ごと及び勤続年数ごと
	に聞き取り・助言を行う機会を持ち意欲の向上に
	繋げられるよう努めていく。
	・現役職の役割を明確化するとともに、個々に対し
	て目標の設定、課題に対する取り組む機会を与え
	スキルの向上に繋げていく。
	・リーダー職は月次報告にて、半期・通期目標を挙
	げ、課題の整理や進捗状況を報告・発言できるよ
	うにしていく。また、直面している現在の課題に
	対し、どう取り組んでいるのか、取り組んでいる
	中で進捗状況をリーダー自身が分析し、できてい
	ないことを明確にすることで他のリーダーや管理
	監督職からの助言・課題の共有に努め、良い取り
人材育成	組みに対しては評価し意欲の向上につなげる。
	・次期リーダー職を育成するため、積極的に意見の
	収集や役割分担をすること、入居者の意見にしっ
	かり耳を傾けられること、ご家族と積極的な対話
	ができるようにフォローしていく。フロアの課題
	の発見、解決方法の模索、解決の喜びを共有しな
	がら意欲の向上を目指す。
	・管理監督職者は職員から積極的に意志の表出がで
	きるような体制を整備・強化する。
	・新人職員に対し、個別に研修を行うとともに、指
	導職員は個に合わせた教育を行っていく。また、
	意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き
	取りと助言を6ヶ月間継続的に行い評価していく。
	・ハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職
	場環境の維持に努める。

110 (1) - HII-	-1 11) III
・指示系統の明確 ・組織のピラミ	曜化を凶る。 ッドが正に働くように役職を持った
職員が意識を	持ち業務遂行できるようにする。
組織作り・役割を明確に	することで見えやすくすること。
	、課題や問題解決に向けて、裁量権
	のか明確にすることで、責任感が生
まれることに	. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	・拡げない・持ち帰らない、を目指
	ードプリコーションを徹底する。
	フェイスシールドを着用し感染リス
クの緩和に努	
	同居ご家族の体調管理を含め、発熱
	る場合には施設の判断を仰ぐように
+50m2 70m2 750m2 7	5 m licialistic of light child control
感染症対策を強化する	フロア・特浴等のヘルプ体制の見直
	が遂行できるようにしていく。
_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	活動・行事・外出・外泊について起
	クと向き合いながら実施していく。
	は抗原検査を実施し、感染状況に応
	居室対応をさせていただき万が一の
	.,
	の更新を随時行っていく。どうして
	要するときがあるため、管理監督者
危機管理体制を強化する がいない場合	でも迅速に行動できるように各ユニ
	ュアルを置くようにする。
・支援体制の整	備と確認を進めていく。
・サービス管理	責任者は看護職員、セラピスト、栄
	援員とのカンファレンスを定期的に
行い、意見を	集約し支援の方向性を明確にする。
・各職種が連携	し居室の環境整備、栄養維持、日中
活動を充実さ	せ、褥瘡の発生を防止する。
	中心に栄養モニタリングの充実を図
利用者の方々が施設で健康且 り、利用者の	栄養状態の維持を目指す。
つ安全に過ごしていただける・報告、連絡、	相談を密に行う事で、利用者の健康
サービスを提供する 状態の把握に	
	中心に利用者の主疾患の知識、福祉
用具・移乗用	具の取り扱い方などを必要時知る事
のできる環境	づくりを行う。
・感染症対策委	員会を中心に、食中毒・感染症に対
する知識を高	める研修を実施し、対応を徹底する

	・生活支援員は、利用者の意見や要望を随時聴き取 り、実現に向け多職種間で協議する。
利用者の方々が施設で有意義 に過ごしていただけるサービ スを提供する	 ・障害特性の理解およびコミュニケーション能力の向上を図るとともに、利用者が安心して意思表出・自己実現が出来る環境を目指す。 ・利用者のニーズに沿った年間行事予定表を作成し、多職種間連携の元で実施する。 ・利用者の意向に沿った食事が提供できるように、食事満足度向上委員会にて献立等を協議し、食事満足度の向上を目指す。また、各フロアで、食事会やおやつの会などの行事計画書を立案し、楽しみを持つ機会を提供していく。 ・年4回を目安に利用者からの希望に沿った昼食会をおかりて
	を実施する。 ・利用者のニーズを把握しながら、継続的に参加で きるレクレーションなどの日中活動を提供する。
利用者の療養および居室環境 を整備し、安心且つ快適に生 活していただく	・生活支援員は、施設・個室内の美化に努め、且つ、 視覚的に季節を感じ喜んでいただける環境を季節 ごとに応じて提供する。 ・セラピストを中心に利用者の支援において必要な 福祉用具・移乗用具の調査・選定、利用者への適 合確認、管理方法を検討する。
障害者スポーツ・創作活動・ 生産活動を実施し、楽しみや 生きがいを感じられる時間を 提供する	 生活支援員やセラピストを中心に、既存の集団活動や創作活動を定期的に評価しながら継続し、且つ、「楽しみ」「生きがい」となる新たな活動を模索し提供する。 ・創作した作品等は展示やご家族様にプレゼント、また、他の施設とオンライン展示などをすることで「やりがい」につながるよう支援していく。 ・利用者の身体状況に応じた障害者スポーツを実施する。
利用者の直接の声を聞き、社会参加を進める事で、日常生活における満足度の向上を図る。	・感染状況を勘案しながら外出等の計画を立案し施設外へ出られる機会を設ける。それにより社会交流機会や興味関心の持てる物・活動の幅を広げていただけるように努める。 ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、地域移行に向けた希望を利用者およびその家族に確認し、必要に応じて助言・相談を行っていく。
利用者の身体機能の維持・向 上ができ活動的に過ごして頂 けるよう努める	・関節可動域訓練や歩行訓練等の理学療法、創作・ 生産活動等の作業療法、摂食・嚥下等の訓練、言 葉によるコミュニケーションに問題のある方にも

利用者の自律・権利擁護の視点に立ったリハビリテーションの実施に努める。	豊かな生活が送れるような訓練を、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を中心に、多職種間の積極的な意見交換と情報共有を図りつつ実践する。 ・予後予測やリスク管理、社会的背景を考慮し、日常生活にそくした機能訓練、環境整備等を行っていく。 ・利用者の声を適切に反映したリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、多職種との情報共有、支援内容の検討、実践を密に図っていく。・機能訓練や生活環境を整備し、コミュニケーション機器の活用することで、生活や交流を図りながら、利用者からの意思表出や自己効力感を高め、自己表現の場を増やし、社会参加への意欲向上を促す。 ・利用者が健康的な生活を維持していくために必要な事項について、セラピストや管理栄養士を中心に啓発活動を行う。
不適切ケアに対する理解を高め、利用者が人間としての尊厳を持って暮らせる環境を目 指す	 ・不適切ケアに対しての理解を深めるために事例検討で意見交換していく。 ・3ヶ月に1度、虐待防止委員会を開催し、不適切と思われる具体的な事例を検討し、全職員に周知を図る事で、不適切ケアに対する意識を高めていく ・差別的な取り扱いの解消に向けて、利用者やそのご家族の声に耳を傾けながら、障壁を取り除く配慮に努めていく。 ・虐待や権利擁護に関する研修に参加するとともに伝達研修を実施する。
リスクマネジメント管理を適 切に行い、介護事故を未然に 防ぐ	 ・リスクマネジメント委員会や各リーダーを中心に、事故報告書及びヒヤリハット報告書の原因を明確にし、原因の奥に潜む要因を見つけ出す。要因に対して職員の動き、環境要因の改善策を上げ、周知徹底を図ることで介護事故の発生率低下を目指す。 ・生活支援員を対象に理学療法士による介護技術研修を年3回実施する事で、個々の介護技術を向上し、介護時における骨折0件を目指す。

職員のケアの質と専門性の向上、利用者・家族などとの良好な関係を築き上げるための教育訓練を実施する	・内部研修を2ヵ月に1度実施する。また、現場にとって必要と判断される外部研修・オンライン研修等に積極的に参加する。
職員の意欲が維持向上される環境づくりに努める	・主任、副主任は職員が互いに抱える問題意識を共有し理解し合う為に、年2回以上個別の聞き取り調査を実施し、助言を行う機会をもつことで意欲の向上に繋げられるよう努めていく。 ・管理監督職者は職員から意志の表出をしやすい環境を構築する為、積極的に声をかけていく。 ・新人職員に対しては意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き取りと助言を6ヶ月間継続的に行い、評価していく。 ・様々なハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境の維持に努める。
職員の確保、定着に努める	・新人職員教育プログラムの整備だけでなく、指導者用マニュアルを作成する。 ・適宜、業務体制および職員配置の見直しを行うことで、全職員が嬉々として従事できる体制をつくる。 ・職員同士の情報共有を密にし、連携・協力体制をより強化する。 ・職員個々の意見、提案の汲み取りを密にし、より風通しのよい環境づくりに努める。 ・有効的な移乗用具を導入することで、介護業務の改善を図り、入居者および職員の身体的負担軽減を図る。 ・緊急対応時のフローチャートを作成し、全職員が安心して業務遂行できる体制をつくる。
適切な防災計画の策定と、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	 ・障害者支援施設に併設している特別養護老人ホーム、ケアハウス等とともに年3回以上の防災訓練を実施する。 ・あらゆる災害にも迅速かつ冷静な対応がとれるように内部研修を実施する。 ・水防法に基づく避難確保計画の策定に向けて、水害・土砂災害を含む非常災害対策を再検討し、災害時に迅速かつ的確に避難できる体制を整える。 ・緊急時にも酸素吸入や吸引器が使用できるように発電機を整備しているが、緊急時にも迅速かつ的確に発電機等の使用ができるように、介護・看護職員の研修・訓練を実施する。

- ・サービス管理責任者は、行政、関係機関とも連携 をとり、ベッド稼働率97%を目指す。
- ・在宅部門と連携を図りながら待機者や今後入所が 必要と思われる方への働きかけを適時行ってい く。
- ・サービス管理責任者は、近隣の行政機関と連携相 談ができる関係性を構築する。
- ・サービス管理責任者は、地域の相談支援事業所と 連携相談ができる関係性を構築する。
- ・サービス管理責任者は、内部・外部の相談支援と 連携を計り相談されたケースを施設利用・入居待 機につなげられるようにしていく。そのために迅 速な連絡相談対応・見学・面接・情報の収集分析・ 医師看護施設の見解を明確にし、提示できるよう にする。
- ・サービス管理責任者は、入居検討委員会を月1回 (臨時)開催し適切に情報開示・施設意志を確認で きるようにする。
- ・サービス管理責任者は、相談支援と連携を密にし、 情報取得ができる関係性を構築する。
- ・サービス管理責任者は、看護師・医師と連携を図 り医療情報の適切な開示と医療サイドからの声を 適切に把握し対応する。
- ・サービス管理責任者は、入居待機者の生活状況・ 介護者の状況を丁寧に把握し情報収集に努める。
- ・サービス管理責任者は、施設入所される方の情報 を適切に把握し安心できる環境づくり・不安や混 乱が少しでも軽減できるような施設生活を目指し 方向性を指し示すことができるようにしていく。
- ・サービス管理責任者は、入居者の声を聞きケアプランに反映し、意志表出・自己実現ができる環境を目指す。

施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための施設利用率の確保

V. 生活介護 (通所)・短期入所・日中一時支援 (在宅部門)

1. 基本方針および事業目標

鈴鹿聖十字会共通理念である「利用者に最も有利なサービスを提供する」のもと、利用者の日常生活および社会生活がより快適で安心できるものとなるように最大限の支援に努めることを基本方針とし、利用者一人ひとりの生活暦や価値観・個別性を尊重するとともに、心身状況も把握しながら満足度の向上および自律促進を図

ることを事業目標とする。

具体的には、楽しく笑顔でゆっくりとご自分のペースですごしていただけるような雰囲気づくりを心掛け、食事や入浴、排泄サービス、安全で快適な送迎サービスの実施、理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションの実践、誰もが参加・活動できるレクリエーションの実施、創作活動の機会の提供、季節を感じられる行事の開催に努めることで、日本の四季を感じていただくとともに、利用者の在宅生活がより充実し自律を目指したものとなるように支援にあたる。また、季節感に捉われた行事のみならず、流行や時代に即した内容のものなども取り入れた行事や催しを立案する。

人材育成では、職員個々の能力や特性を伸ばすことができるようにサポートをしていくとともに、職員間の情報共有および共通認識を高めることで、より良い対応や施策につなげ、個々のスキルアップだけでなく、チームの支援力の向上を図る。また、ご利用者への対応にばらつきが生じないよう介護技術レベルや介護方法の統一を図っていく。

虐待防止や障害特性の理解等の必要な内部研修をユニットと連携を図りながら 実施するとともに、可能な限り外部研修にも参加し、その伝達講習に努める。また、 「不適切ケアとは」を深く知り、職員個々で気を付けていくことでケアの充実に努 めていく。地域の相談機関や他事業所との連携・協力体制を強化し地域の福祉ニー ズに応えていくことで、信頼される施設づくりを目指す。

2. 具体的な事業計画およびその内容

・職員全員が法人理念・倫理綱領および行動指針を十分に理解して支援・サービス提供が行えるように、適時職員への指導・教育の機会を持つ。 ・ひとりひとりが楽しく快適に過ごすことができるよう、その方の声に耳を傾け、想いに共感し、一緒に課題等を乗り越え、利用者自ら意思決定できるような支援に努める。また、意思の疎通が困難な方においては、ご家族や相談支援事業所等からのご意見、密なコミュニケーション、ご本人の日頃の様子や状態、表情や言動等からニーズを汲み取りサービスに反映していけるよう努める。 ・ご利用者、ご家族との日常会話から得られる意見や職員の気づき等を口頭や連絡ノート等の書面を通し情報共有を行う。またその情報は、送迎時などご家族と送迎を行う者が共有できるようにする。検討事項や課題は、職員全体で具体的改善策を検討・協議することで、個別のニーズに応じたサービス提供につなげる。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

- ・個別支援計画書は、ご利用者、ご家族のご意向を丁寧に確認・反映するだけでなく、その方の長所や強みに着目し、自律を高めていけるようにわかりやすく作成する。またモニタリングの記入・評価を的確に実施することで、より良い支援につなげる。
- ・短期入所ご利用の方に関し、日中の過ごし方はもち ろんのこと、夕方から翌朝にかけての過ごし方を本 人様、並びに家族から丁寧に聞き取りを行い、普段 のご自宅での生活に連動する形で過ごしていただ けるよう努める。また、特変時等の対応が迅速に行 えるよう、職員の対応や連絡体制を整える。
- ・短期入所ご利用の方がお好きな時間に居室ですごす ことができるよう、呼び出しコールや見守り等の体 制を整える。日中、居室ですごすことをご希望され る方に関しては、無線コールを設置させていただ き、安全かつ、いつでもコールの呼び出しができる 環境を整える。
- ・児童の短期入所のニーズが高まっているため、積極 的な受け入れを行っていく。
- ・危険と予測された時点でのヒヤリハット報告書を多く作成することで、事故の未然予防および危機意識の向上に努める。転倒予防や特に事故が起きやすいことが予想される入浴での予防策を重点的に注視し施策に努める。また、重大な事故につながりやすい送迎中の事故予防を図るための施策にも十分注視し予防施策に努める。
- ・発生した事故や苦情等は、原因や対応改善策を多角 的に検討・協議し、定期的な評価・注意喚起を行う ことで、再発防止に努める。
- ・安全な送迎業務が遂行されるよう内部研修を行い、 職員の安全意識を高める。送迎車ごとに操作手順が 違うため標準化できるように教育を行う。
- ・利用者にとって不利益となる対応やサービスが発生 しないように「接遇マナー」「不適切ケア」「虐待・ 身体拘束防止」についての外部研修への参加、内部 研修を実施する。
- ・利用者の心身機能の変化がみられた際は職員間の情報共有を図り、必要に応じて支援・見守りに努める。
- ・夜間、短期入所ご利用の方に特変がみられた際の職員の動きについて作成されたマニュアルの周知を 継続的に図り、迅速に対応できる体制を整える。

送迎サービスや介護全般に 係るリスクマネジメント管 理を適切に実施し、利用者の 安全・安心を確保する。

	・送迎業務がスムーズに行えるよう、女性職員もリフトバスの運転ができるよう体制を整える。
職員個々のスキルアップを 図り、チーム全体の支援力を 高める。	・2ヶ月に一度、研修計画に沿って内部研修を実施する。 ・外部研修に参加した職員には伝達講習を実施し、職員全体の知識・スキル向上に努める。 ・3 障害の知識を標準化できるような研修の受講や学ぶ機会を用意し知識・技術向上に努める。 ・職員個々に日々の業務の中で感じる疑問や改善点について、職員全体で検討・協議し、職員から出たさまざまな案を試行し評価を行い、より良いサービス提供方法を模索するとともに、職員の知識・技術・意欲の向上を図る。 ・業務を担当制にし、責任感を持ちながら仕事が構築できるようにしスキルアップを目指す。 ・普段の業務の振り返り、見つめ直しが行えるよう、3ヶ月に1回程度『支援振り返りチェックリスト』を記入していただき規律性・協調性の向上を目指す。
介護・看護・リハビリ部門と の連携・協力体制を高め、よ り良いサービス提供につな げる。	 ・毎月実施のミーティングや2カ月に一度開催しているケアカンファレンスを通じて、利用者が抱えている課題や支援内容を多職種間で評価することで、より良いサービス提供につなげる。 ・介護・看護・リハビリといった多職種間の情報共有、共通認識を高めることで、利用者の多様な個別ニーズに適切に応えていけるように努める。 ・在宅生活の維持・向上を図っていけるように、必要な医療的ケアおよびリハビリテーションを提供する。
より安全で快適な生活が送れるように、環境面の向上を図る。	・利用者にとってより良い環境となるように、定期的に環境整備について検討する。 ・冬季はインフルエンザや感染性胃腸炎の集団感染に、夏季は食中毒に注意するとともに、日頃からの感染症対策に十分努め、利用者の安全を守る。 ・感染症対策は、職員・利用者の検温と体調確認をしっかりしていく。利用中の体調変化に留意しながら、初動体制が適格・迅速に行えるようにしていく。・万一の災害の発生に備え、法人内他施設と共同で避難訓練等を行う。

	・ご利用者に嘔吐などの症状がみられた際に迅速に対応できるよう、バケツや医療用ガウンなどのセット 一式をきんせんか居室に常備しておく。
日中一時支援事業のサービ スの質の向上および利用者 確保を図る。	 ・障害を持つ児童への関わり方やご家族様の心情心理の理解を深める研修の実施およびサービス提供方法や支援内容等について、随時職員全体で検討・協議する機会を設ける。 ・特別支援学校教員や相談機関等との連携・協力・相談体制を強化することで、家庭での生活状況だけでなく、学校での様子や適切な支援方法の情報収集に努める。 ・利用者やご家族からの聞き取りをもとに求められているニーズを把握し支援につなげる。
入居部門との協働・取り組み の機会を増やし、在宅利用者 のサービスの質の向上を図 る。	 ・当施設の短期入所を利用されている方に関し、ユニット職員に夜勤をしていただく機会があるため、ご利用者の情報や状態等の共有に努め、安心安全にご利用していただける環境を整える。また、新規短期入所ご利用者の情報は事前にユニット職員に伝達し連携を図る。 ・入居部門と連携しながら内部研修を実施していく。
ご家族や相談機関、他事業所 との報告・連絡・相談体制を 強化し、地域の福祉ニーズの 把握に努める。	・ご家族だけでなく、相談支援事業所や市町の福祉課担当者からも、施設サービスに対するご意見・ご要望等を確認し、施設サービスの向上・改善につなげる。また、他の障害福祉サービスを利用されている方については、事業所、行政、相談支援事業所等との連携や情報共有に努め、利用者が在宅でより良い生活が送れるように、必要な助言や支援を実施する。 ・相談支援事業所にはどのような相談内容が寄せられているのか、利用者・ご家族はどのような福祉サービスを必要とされているかの把握に努め、今後の施設施策に反映させる。
地域ニーズに応じた新しい サービス体制の検討・構築に 努める。	 ・ご家族の就労支援等につなげていけるように、ご希望に応じて延長利用できる体制を構築する。 ・利用者、ご家族の様々なご希望に応えていけるようにサービス・業務調整に努める。 ・土曜日や祝日においても利用希望があれば可能な限り調整を行い利用していただけるよう努める。また、生活介護に関し、日曜日も開所し、月々の利用日数に余りがあり、ご希望がある方の受け入れを行

3. 日中活動の具体的内容

3. 日中活動の具体的内容	pts 12 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
計画事項	実施内容
	利用者個々のニーズや身体状態に合った
	リハビリメニューを作成し、理学療法士・
	作業療法士によるリハビリテーションを
 理学療法士、作業療法士等の	実践する。また、生活支援員でも実施可能な内容であ
専門職によるリハビリテー	る場合、状況に応じて生活支援員も実施し連携を図
ションの実施・強化を図る。	る。
また、ご希望や身体状態に応	PT や OT 指導のもと、生活支援員にて実施できる機能
じて生活支援員による機能	訓練等の支援にあたる。
して生品文援員による機能 訓練補助を行う。	<種 類>
一部稼用切を17つ。	・理学療法士によるリハビリ内容
	平行棒・昇降台での立位・歩行訓練、
	歩行器を使用しての歩行訓練、関節可動
	域訓練、ストレッチ、マット運動など
	・作業療法士によるリハビリ内容
	作業療法、知的訓練、創作活動など
	・利用者の希望やニーズに合わせて、様々な創作活動
	や個別活動を提供する。
	・陶芸(聖十字陶房)
	先生の指導を受けながら作品づくりを行う。出来上
	がった作品は展示会で販売し、ものづくりの面白さ
	や社会とのつながりを実感していただけるように
	取り組む。 ※新型コロナウイルスが流行してから
	中止しているため、状況を見ながら再開できるよう
佐米库法し、カニゴ汀科の仕	調整する。
作業療法士、クラブ活動の先	· 創作活動
生、ボランティアの方と協力	折紙、折り紙手芸、ネット手芸、ちぎり絵の提供を
し、創作活動、生産活動の	行い、それぞれの好みに合わせた活動を実施してい
拡大・充実を図る。	ただく。また、ビーズやストローをつなぎ合わせて
	製作するのれん作りも提供していく。
	・タイルモザイクアート
	利用者の方にした絵を描いていただいた後、小さな
	タイルを貼り合わせ、作品をつくる。
	・アロマテラピー
	リラックスできるアロマの
	香りのなかでハンドマッサージを行う。

※新型コロナウイルスが流行してから中止しているため、状況を見ながら再開できるよう調整する。 ※活動にマンネリ化が生じないよう、日々、創作活動等の内容を模索しながら新しい物を取り入れ提供できるよう努めていく。 ※感染対策に十分配慮しながら実施を進める。

レクリエーション、日中活動、余暇活動、グループ活動等の拡大・充実を図るとともに、季節行事や外出支援、社会適応訓練等を実施する。

- ・利用者のご希望に沿いながら、日中(余暇) 活動、レクリエーションの拡充を図る。好評なもの は改良し、質をより高める。
- ・楽しみながらできる運動や機能訓練等につながるレ クリエーションを提供する。
- ・明るく楽しい雰囲気のなかで、利用者同士による コミュニケーションや交流の場を提供・支援する。
- ・流行や時代に即した内容のレクリエーションを提供する。
- ・四季を感じられる行事を開催する。また、四季の行事だけに捉われず、毎月、1回はニーズに合わせた行事が開催できるよう調整していく。
 - ・フロアのパソコンや施設のネット環境を活用しインターネットや通信ゲーム等を楽しめる環境を提供する。スムーズな通信ができる Wi-Fi 環境を整える。

VI. 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

1. 事業内容

特定相談支援事業 · 障害児相談支援事業

2. 運営の基本方針および事業目標

地域で暮らす障害のある人が自律した日常生活又は社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援、また障害者 (児) の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していく。

3. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
利用者に安心・満足していただける専	・自律の促進に向けた適切なサービス等利
門性の高い相談対応を行い、利用者	用計画となるように、ご本人・ご家族の
個々のニーズにあったサービス等利用	意向・ストレングス等の把握、生活状況
計画を作成する。	やサービス事業所の利用状況等の確認に

相談支援専門員としてのスキルアップを図る。	努める。 ・利用者の相談に丁寧に寄り添うことで安心して利用していただけるように努める。 ・モニタリング時以外にも障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者、医療機関の数員等と密接な連携を図り、必要な情報を積極的に把握する。 ・知識や技量獲得に必要と判断される外部研修に積極的に参加する。 ・他の相談支援事業所や市町ケースワーカーと積極的に連携・協力を図りながら運営する。
訪問や対面での担当者会議の開催を図る。	・感染症拡大の状況を考慮し、担当者会議 や訪問等については状況を見つつ参加 し、オンライン等にての実施も取り入れ ていく。 ・感染症に罹患しないよう体調管理を充分 行うことと、手指消毒等の予防に努めて いく。

事業内容:特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)定員30名 老人短期入所事業(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)7床

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が、それまでの暮らしをできるだけ継続でき、安全に、 安心して、楽しく生活していただくためのサービスを提供する」ことを基本方針 とする。

1. 「暮らしの継続」について

・入居される方の生活史、生活リズム、こだわりなどについて、ご本人やご家族に 聞き取りや関係する事業所、施設から情報の収集を行ない、それをもとに施設サ ービス計画を立案してサービス提供を行うことで、その方の生活が、できるだけ 以前のものと大きく変わらないように配慮していく。

2. 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- 事故の危険性を少なくするため、リスクマネジメント委員会を中心として対策を 立案し、

利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。また高齢者虐待防止についても検討委員会にて協議し防止に努める。

3. 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいると安心できる」、「穏やかな気持ちで生活できる」 と感じていただけるような施設となることを目指す。このためには職員の資質向 上が不可欠であり、法人内研修や施設内研修を実施するほか、外部研修にも積極 的に参加していく。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、委員会を中心として、当施設において身体拘束及 びそれに類する行為を行わないように監視、注意喚起を行うとともに、緊急やむ を得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよ う、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

4. 「楽しく」について

・入居者の皆様と積極的にコミュニケーションを図り、楽しく施設生活を送って頂

けるよう努める。

・入居者の皆様に生活にハリを持って施設生活を楽しんで頂けるよう施設行事、食事会、ホーム喫茶等のイベントを充実させていく。

Ⅱ. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標: 98%

入居・サービス利用の希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等に 定期的に空床案内を送付し、利用希望者の問い合わせや当施設の待機状況をお伝 えする。また、地域の会議などに参加した際は、施設の PR を行う。

2. 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出の削減に努める。

3. 人材の定着化・育成

利用者の方に喜んでいただけるサービス提供を継続して提供するためには、職員の定着化・育成は不可欠の課題である。

1年度より介護職員の採用活動を行い、I-③に掲げた人材育成を実施するとともに、働きやすい職場を作るよう、定期的な面談など、様々な取り組みを行う。

4. 効率化

すべての職員が事業所内のパソコン・タブレットにて事故・ヒヤリハット報告 書、通達、研修報告書、議事録などの回覧、確認ができるシステムを構築し、 ペーパレス化及び業務の効率化を定着させる。

Ⅲ. 各職種の事業計画

1. 介護職員 6 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ヒヤリハット	特養従来型の	ヒヤリハットや介護事	介護職員	ヒヤリハッ
や介護事故に	リスクの共有、	故発生時には原因を追		ト・事故発生時
ついて	事故の再発防	究し・対応改善策を検		
	止。	討する。また職員に周		
		知しリスクマネジメン		
		トについて共有化を図		
		る。		
施設行事・レ	施設生活の充	施設行事やホーム喫茶	介護職員	随時
クリエーショ	実と、コミュニ	等に参加して頂き入居		
ンの実施	ケーションに	者の方に楽しんで生活		

	よる精神的ケ	を送って頂く。		
	アを図る。			
排泄環境の見	個々の利用者	利用者個々に合った排	介護職員	随時
直し	に合った快適	泄環境を提供し、生活		
	な排泄環境の	動作の維持と快適に生		
	整備に取り組	活して頂けるように取		
	む。	り組む。また紙おむつ		
		類の適切な使用の見直		
		しを行う。		
身体拘束解除	身体拘束解除	ミーティング内で一部	介護職員	毎日/随時
の取り組み	に取り組み、利	解除時間の検討や全解		
	用者の不快感	除に向けての取り組み		
	の軽減を目指	をしていく。		
	す。			

2. 生活相談員 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
入居調整	年間稼働率	施設見学・入居相談に	生活相談	通年
	98%	は、迅速、丁寧な対応	員	
		を心掛け、分かり易い		
		説明を意識し、優先的		
		に対応する。		
		入居検討委員会を定期	生活相談	月1回以上
		的に開催し、入居候補	員	
		者の調整を行う。		
		外部の病院、居宅の事	生活相談	必要時
		業所と入居及びショー	員	
		トステイの受け入れの		
		調整を行う。		
		施設案内のパンフレッ	生活相談	必要時
		トを居宅介護支援事業	員	
		所や病院等に配布す		
		る。		
		病院・居宅介護支援事	生活相談	月1回以上
		業所等に定期的に空床	員	
		案内を送付する。		
入居者様、家	満足度の向	入居者様、家族様との	.,,,,,	通年
族様とのコミ	上、不安や不	コミュニケーションを	員	
ユニケーショ	満の把握と解	密に図り、施設生活に		
ン	消	おける入居者様の要望		
		を確認し、生活の様子		

		を現場職員と連携して 家族様に報告する。 ご質問、ご相談、苦情 がある時は、迅速に対 応する。		
職員教育	介護職員のス キルアップ	各職員の課題を把握し 指導・助言する。副主 任と協力し、職員の業 務に対する意欲向上に 取り組む。	生活相談 員 主・副主 任	通年

3. 介護支援専門員 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期•期間
ケアプランの	入居者のニー	作成に関して、ご本人	介護支援	月1回
作成	ズに沿ったプ	と面談を行う。各職種、	専門員	
	ランの作成	担当職員から聞き取り		
		などにより入居者のニ		
		ーズを把握する。		
ケース検討	課題解決に取	サービス担当者会議を	介護支援	月1回
	り組む	開催し、各職員と要望	専門員	
		を共有・連携し個別の		
		課題解決に取り組む。		
サービス内容	安心で楽しく	入居者様、家族様とコ	介護支援	通年
の充実	生活していた	ミュニケーションを図	専門員	
	だけるような	り、要望を把握する。		
	サービスを提	様々な視点から個別の		
	供する。	ニーズに即したサービ		
		スを展開し、実践して		
		いく。		

4. 看護 6 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期•期間
定期健診	健康管理	 ・年/1回 胸部 X-Pを実施(入居者) ・年/2回 バイタル測定、検尿を実施(夜勤職員) ・随時採血等、検査を実施 ※要治療、検査の方は医師の指示に従う。 	嘱託医 看護職員	通年入居者の体調に応じて実施

衛生管理	食中毒及び感	・委員会の実施	生活相談	毎月1回
	染症への対策		員	
		・内部研修の実施	嘱託医	年1回
		・予防接種の実施	看護職員	入居時及び適
			介護職員	宜
カンファレン	看護、介護の	サービス担当者会議に	看護職員	通年
ス	問題点を探る	おける個別のケースカ	生活相談	毎月1回
	入居者の状態	ンファレンスを実施	員	
	や情報の共有		介護職員	
			栄養士	
			機能訓練	
			指導員	

5. 事務 6年度事業計画 (ユニットと共通)

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
光熱費の管理	無駄な光熱費の削減	無駄な照明・空調等の 使用があったら止める。 職員に無駄な使用がないように呼びかける。 年間を通し、電気・ガス使用量を記録し、前年と対比して管理する。	施設長 事務長 事務員	通年
物品及び購入 先の見直し	経費の節減	恒常的に購入している 物品について、同等の 機能で価格の低いもの に見直す。 購入先業者を惰性で継 続せず、複数社より見 積を取って低価格を提 示した業者に変更す る。	施設長 事務長 事務員	通年
施設周辺の環 境整備	清潔で美しい 環境づくり・景 観の維持	新施設建物周辺の庭の 清掃実施。 新施設周辺空地に植樹 等を実施。 既存施設前庭・中庭の 美観を保つ。	施設長 事務長 事務員	通年
非常災害時への備え	防災訓練の実 施	火災・夜間災害・風水 害想定の防災訓練を年	全職員	6月・12月・ 3月

間で計3回実施する。

6. 居宅介護支援 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
担当ケアマ ネの件数に ついて	事業所運営の安 定	各担当ケアマネの要介 護者の平均利用者数の 目標を70名とし、菰野 町地域包括センター及 び各医療機関などとの 連携を行い、取り組み を実施する。	介護支援 専門員・ 管理者	通年
研修参加へ の実施	介護支援専門員 としての専門的 知識の向上	地域ケアマネ協会など の外部研修への参加を 年6回程度実施する。	介護支援 専門員・ 管理者	通年
	菰野町介護保険 担当者及び包括 支援センターと の連携強化及び 情報交換	サービス担当者会議へ の出席の実施	管理者及 び介護支 援専門員	偶数月の第3 水曜日 13:30 〜20 分程度
連絡・調整	職員間・各事業所間の連携強化	事業所ミーティングを 実施し、困難ケースや 対応困難ケースなどへ の課題について協議 し、対応方法などの検 討を実施する。	介護支援 専門員・ 管理者	週1回程度

IV. 各委員会の事業計画

1. リスク委員会(事故防止・身体拘束廃止委員会) 6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
リスクマネ	入居者の事故防	施設長、各部署の多職	リスクマ	毎月1回
ジメント委	止及び事故発生	種職員を交えリスクマ	ネジメン	
員会の開催	後の再発予防対	ネジメント委員会を開	卜委員	
	策	催し、実施した再発防		
		止策を協議し、防止策		
		の適正を図る。		
	身体拘束廃止の	リスクマネジメント委	リスクマ	毎月1回
	為の取り組み	員会を開催し、拘束が	ネジメン	
		行われている場合は、	卜委員	
		解除や廃止に向けて代		

		替案を考察し、具体的		
		な解決方法を協議す		
		る。		
		身体拘束廃止について	リスクマ	年2回
		の内部研修を実施し、	ネジメン	
		介護・看護職員を対象	ト委員	
		に、その弊害や法的位		
		置付け、廃止のための		
		方法等を学ぶ機会を設		
		ける。		
身体拘束に	無断で安易な拘	委員を中心に施設内に	主任・副	通年
関する施設	束をさせない	おいて、安易な拘束や、	主任・担	
内監視		無断での拘束を行なっ	当委員	
		ていないかを注視し、		
		あれば即時停止させ、		
		注意説明や指導を行		
		う。		
施設内部研	職員の意識向上	職員が事故を予防する	主任・副	年1回
修の実施		ための注意点等を具体	主任	
		的に学習できる研修を		
		実施する。		

2. 虐待防止委員会 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期•期間
虐待防止委	虐待防止の取り	委員会を開催し、虐待	リスクマ	毎月1回
員会の開催	組み	や虐待に繋がる行為が	ネジメン	
		発生した場合は、その	卜委員	
		理由を考察し具体的な		
		解決方法を協議する。		
虐待に関す	虐待を発生させ	委員を中心に施設内に	主任・副	通年
る施設内監	ない	おいて、虐待行為がな	主任・担	
視		いかを注視し、あれば	当委員	
		即時停止させ、注意説		
		明や指導を行う。		
施設内部研	職員の意識向上	職員が虐待を防止する	主任・副	年1回
修の実施		ための注意点等を具体	主任	
		的に学習できる研修を		
		実施する。		

3. 感染症予防委員会 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期•期間
食中毒及び	食中毒及び感染	内部研修の実施	主任	年2回
感染症対策	症予防		副主任	
委員会			栄養士	
食中毒及び	食中毒及び感染	・毎月 1 回委員会を開	嘱託医	毎月1回
感染症対策	予防のため	催し、各職員に研修内	施設長	
委員会を定		容の周知を図る。	生活相談	
期開催す		参加者 (委員) は施設	員	
る。		長・生活相談員・看護	主任	
		職員・介護職員・栄養	栄養士	
		士・事務員の各職種よ	担当委員	
		り1名程度参加。		随時
		・コロナウイルス・イ	施設長	
		ンフルエンザ感染症に	主任	
		ついて、国や県の感染		
		状況を把握し、注意喚		
		起を促す。		

4. 衛生委員会 6年度事業計画

111. 2.2.4.				
項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
委員会の	産業医を中心に、	毎月 1 回の委員会を開	衛生管理	毎月1回
開催	職場内の衛生・安	催し、各職員に研修内	者	
	全環境を確立す	容の周知を図る。	産業医	
労の止タスた動 大い、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	る。	・各部署の職場環境の 把握・対応・予防策の協議・研修内容の周知・産業医の助言指導		

5. 入居検討委員会 6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
委員会の 開催	介護度に応じた 適正な入居受け	毎月 1 回以上の検討委員会を開催する。	生活相談 員	毎月 1 回及び 随時
申込者の 優先度の 検討	入れを行う。	入居申し込み者の詳細 な情報をもとに、入居 基準に則って入居順位 を決定する。		

V. 事業内容

老人短期入所事業(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 7床

1. 施設方針

行政や他の事業所と連携し緊急利用の依頼には可能な限り対応するとともに、終末期の方の受け入れにも対応できるよう、ご家族・主治医とも連携を密にした運営を行う。

また、医療・介護・リハビリテーションの提供など、施設の機能を利用していただくことにより、心身機能の向上と在宅での安心できる生活を継続できるよう支援する。

年間稼働率目標を95%とする。

2. 事業計画

計画事項	実施内容
個別サービスの提供	・事前訪問面接、居宅ケアプラン、薬事情報等による情報の収集を確実に行い、利用者に不利益とならない個別サービスを提供できるように取り組む。 ・サービス担当者会議への参加。
地域との連携の強化	・保険者等が開催する事業者会議・地域ケア会議等に定期的に参加し、他事業所、医療機関、保険者等との連携 を深める。
コミュニケーションの重視	・ケアマネジャーやご家族より要望や注意事項などを何い、個別のサービス提供の満足度向上につなげる。希望に応じ専門的なリハビリも提供していく。 ・利用中の体調不良や死亡の恐れがある方についてもお受けできるよう、ご家族との連携を密にする。利用者やご家族の意向を確実に把握し、主治医の往診、死亡診断が可能となるような調整に力を注ぐ。
柔軟な受け入れ態勢の強化	・ご家族に送迎いただければ、朝食時からの受け入れ又は夕食後までの受け入れに対応できるようにする。またご家族からの様々な送迎時間の要望に応えられる体制をつくる。 ・障害者支援施設と連携を図り、ご希望があれば障害者の方と保護者(ご高齢の要介護者等)が同時に安心して利用できるショートステイを調整できるように努める。 ・介護者の体調不良等で在宅介護が緊急に困難になった場合は空床利用も併せて柔軟にショートステイを受け入れていく。

持ち物の紛失・忘れ物の防止	・持ち物の紛失・忘れ物に全職員が責任を持つようにする。具体的には紛失・忘れ物等の謝罪の電話は必ず担当職員が行い、忘れ物の場合は基本的に当日中に担当職員がご自宅に届ける体制とする。 ・忘れ物で特に多い口腔ケアセット(歯ブラシ、コップ、歯磨き粉等)、薬に関して「利用者所有物管理書」を参照し送迎担当職員が最終チェックを行うようにすることで、退去チェックと最終チェックのダブルチェックが出来る体制を実施する。
最終排便日、体調等を確実に把握し、ショートステイ中適切な対応ができるようにする。	・ショートステイお迎え時に職員は「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用い、ご本人の「検温」を実施し、ご家族様から「利用期間」「利用申込書の有無」「指示薬の有無」「最終排便日」「体調」「その他特記事項」をお聞きする。また、バイタル測定、入浴サービスの提供を忘れないよう、「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用いチェックする。

特別養護老人ホームの併設事業であるため、上記以外の内容は本体事業に準じる

特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家 (ユニット) 令和6年度 事業計画

事業内容: 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 定員 60 名 短期入所生活介護(空床利用型)

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が、それまでの暮らしをできるだけ継続でき、安全に、 安心して、楽しく生活していただくためのサービスを提供する」ことを基本方針 とする。

1. 「暮らしの継続」について

・入居される方の生活史、生活リズム、こだわりなどについて、ご本人やご家族に 聞き取りなどして確認し、それをもとに施設サービス計画を立案してサービス提 供を行うことで、その方の生活ができるだけ以前のものと大きく変わらないよう に配慮していく。

2. 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、リスクマネジメント委員会を中心として対策を 立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、 事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。また高齢 者虐待防止についても検討委員会にて協議し防止に努める。

3. 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいると安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」 と感じていただけるような施設となることを目指す。このためには職員の資質向 上が不可欠であり、法人内研修や施設内研修を実施するほか、外部研修にも積極 的に参加していく。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

4. 「楽しく」について

・感染状況に注意し、ユニット間の交流行事を実施する。

- ・ユニット内あるいは同一フロアにおいて、食事会やお菓子作り、お茶会などの小 規模なイベントを実施できるようにする。
- ・庭の散策などを通し、入居者の方々が自然と触れ合える機会を多く持てるように する。
- ・ドライブ、散策、外食、喫茶等、入居者の方々の外出の機会を確保する。

Ⅱ. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標: 98%

入居・サービス利用の希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等に定期的に空床案内を送付し、利用希望者の問い合わせや当施設の待機状況をお伝えする。また、地域の会議などに参加した際は、施設の PR を行う。

2. 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出の削減に努める。

3. 人材の定着化・育成

安定したユニットケアの提供をするためには職員の定着化・育成は不可欠の課題である。1年度より介護職員の採用活動を行い、人数としては安定化しつつあるが、この状況が継続できるよう、I-③に掲げた人材育成を実施するとともに、働きやすい職場を作るよう、様々な取り組みを行う。

ユニットは今年度も新卒の介護・看護職員を迎えるため、その育成には時間を かけた丁寧な指導を行い、本人たちが意欲をもって勤務を継続できるようにす ることで、今後の安定した新卒採用につなげていくことを目指していく。

4. 効率化

すべての職員が事業所内の各パソコンにて事故・ヒヤリハット報告書、通達、 研修報告書、議事録などの回覧、確認ができるシステムを構築し、ペーパレス 化及び業務の効率化を定着させる。

Ⅲ. 各職種の事業計画

1. 介護職員 6年度事業計画

(1)「風」ユニット 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミ	入居者サービ	入居者やユニット内の改	ユニット	3ヶ月に1回
ーティング	ス向上の為、	善点・問題点を見直し、情	リーダー	
の実施	職員間で意見	報の共有・個別ケア向上に		

	交換を行な	努める。		
	い、ケアの統			
	一を図る。			
事故・ヒヤ	事故の発生予	事故・ヒヤリハット発生時	ユニット	事故・ヒヤリハ
リハットの	防と情報の共	に 4F 両ユニットで速報に	職員	ット発生時
検討につい	有、再発防止	て情報の共有を行ない、対		
て	を図る。	応策についても決定事項		
		やケアの変更点は事故・ヒ		
		ヤリハット報告書、日報へ		
		記載し再発防止に努める。		
行事	入居者の生活	担当職員を設け、入居者や	ユニット	随時
お楽しみ会	満足度の向上	季節に合った催し物を開	職員	
の開催	と気分転換、	催する。必要時は少人数で		
	また、企画・	の実施や協力ユニットと		
	交流の中で職	合同での交流を実施して		
	員のモチベー	いく。		
	ションアップ			
	を図る。			
ユニットの	家庭的な雰囲	家庭的な雰囲気作りの中	ユニット	随時
玄関や共同	気を作り、季	で、季節に合った飾りつけ	職員	
生活室の飾	節を感じられ	や花にて四季を感じてい		
りつけ	る飾りつけ	ただく。		
	と、植物を置			
	くことで落ち			
	着ける環境を			
	提供する。			

(2) 「虹」ユニット 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
ユニットミ	サービス向上	入居者様へのサービス内	ユニット	3ヶ月に1回
ーティング	のため、職員	容を見直し、より良いサー	リーダー	
の実施、身	同士の意見交	ビスを模索し取り組んで		
体拘束の検	換や情報共有	いく。ユニット内の問題点		
討	を図る。	の改善を図る。身体拘束解		
		除に向けて取り組む。		
ヒヤリハッ	事故の発生予	事故・ヒヤリハット発生時	ユニット	事故・ヒヤリハ
ト、介護事	防と再発防止	に 4F 両ユニットで速報に	職員	ット発生時
故の検討	を図ることを	て共有・検証を行い、対応		
	目的とする。	策についても協議し再発		
		防止に努める。		
行事・レク	入居者の生活	行事ごとに担当職員を設	ユニット	随時(行事は月

リエーショ	満足度の向上	け、利用者様に合ったレク	職員	1回を目安に)
ンの開催	と気分転換を	リエーションを模索。少人		
	図る。企画を	数での実施や 4F ユニット		
	立案、実施す	全体での交流を実施して		
	ることで職員	いく。		
	のモチベーシ			
	ョンアップを			
	図る。			
ユニットの	季節の移り変	四季折々の行事に因んだ	ユニット	季節毎
玄関や共同	わりを目で見	モチーフや花などの飾り	職員	
生活室の飾	て感じ取るこ	つけを実施。		
りつけ	とができる。			
	落ち着いた空			
	間の演出。			

(3) 「太陽」ユニット 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期 • 期間
ユニットミ	入居者へのケ	意見交換を行い、ユニッ	ユニット	3ヶ月に1回
ーティング	アの統一を図	ト内での問題点やサービ	リーダー	
の実施	り、サービス	ス内容を見直し、ケアの		
	の向上を図	統一と個別サービスの向		
	る。	上を図る。		
ヒヤリハッ	再発と事故防	ヒヤリハットや事故発生	ユニット	ヒヤリハット、
トや事故の	止に努める。	時に速報を出し、5階ユニ	職員	事故発生時
検討		ットで情報を共有する。		
		発生したヒヤリハットや		
		事故に対して検証し再発		
		の防止に努める。		
行事やレク	入居者の気分	担当者を設け、季節に見	ユニット	随時
リエーショ	転換や生活満	合った行事やレクリエー	職員	
ンの実施	足度の向上を	ションを開催する。		
	図る。また、			
	季節が感じら			
	れる催しを行			
	い、季節を感			
	じて頂く。			

(4) 「空」ユニット 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミ	普段の業務の	入居者個別のサービスを	ユニット	3ヶ月に1回
ーティング	中から利用者	見直し、サービスの向上を	リーダー	

の実施	の情報交換や	図る。ミーティングを実施		
	意見を共有	し情報を共有する。		
	し、サービス			
	の向上を図			
	る。			
リスクマネ	ヒヤリハット	ヒヤリハットや事故が発	ユニット	ヒヤリハッ
ジメント	や事故の情報	生した場合、速報を提出	職員	ト・事故発生時
	を共有し再発	し、両ユニットで情報を共		
	防止に努め	有する。対応策について同		
	る。	じヒヤリハットや事故が		
		起こらないよう話し合う。		
行事やレク	生活に楽しい	担当職員を決め、随時実施	担当職員	随時
リエーショ	と思える時間	していく。季節に合った行		
ン活動の実	を過ごしてい	事やレクリエーションを		
施	ただく。	時には両ユニットで実施		
		していく。		

(5) 「星」ユニット 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
ユニットM	職員同士で意	入居者やユニット内での	ユニット	3ヶ月に1回
の実施	見交換や情報	問題点を話し合い、改善点	リーダー	
	共有を図り、	を見つける。		
	サービス向上			
	を目指す。			
リスクマネ	事故・ヒヤリ	事故・ヒヤリハット発生	ユニット	事故・ヒヤリハ
ジメント	ハットの情報	時、口頭・日報にて職員に	職員	ット発生時
	共有との再発	周知し対応策を協議し再		
	防止に努め	発防止に努める。		
	る。			
行事・レク	四季を感じな	担当職員を決め、場合によ	ユニット	随時
リエーショ	がら入居者の	っては両ユニット合同で	職員	
ンの実施	気分転換を図	随時実施していく。季節に		
	り、楽しく過	合った行事を行う。		
	ごしていただ			
	<.			

(6) 「月」ユニット 6年度事業計画

`	7 , 124	7,7,7,7		
項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期
				間
ユニットミ	職員同士で意	入居者のサービス内容の	ユニットリ	3ヶ月に1回
ーティング	見交換や問題	見直しや問題点を話し合	ーダー	

の実施	点を話し合	い、改善点を見つける。		
	い、サービス			
	の向上に努め			
	る。			
リスクマネ	事故・ヒヤリ	事故・ヒヤリハット発生	ユニット職	事故・ヒヤリ
ジメント	ハットの再発	時、口頭・日報にて6F職	員	ハット発生時
	防止を図る。	員が情報共有し、再発防止		
		に努める。		
行事・レク	四季を感じる	担当職員を決め、それぞれ	ユニット職	随時
リエーショ	と共に入居者	の入居者に合った参加の	員	
ンの開催	同士のコミュ	仕方が出来るように工夫		
	ニケーション	しながら実施していく。		
	も目的としな			
	がら楽しく過			
	ごしていただ			
	<.			

2. 生活相談員 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期•期間
入居調整	年間稼働率	施設見学・入居相談には、	生活相談	通年
	98%	迅速、丁寧な対応を心掛	員	
		け、分かり易い説明を意識		
		し、優先的に対応する。		
		入居検討委員会を定期的	生活相談	月1回以上
		に開催し、入居候補者の調	員	
		整を行う。		
		外部の病院、居宅の事業所	生活相談	必要時
		と入居及びショートステ	員	
		イの受け入れの調整を行		
		う。		
		施設案内のパンフレット	生活相談	必要時
		を居宅介護支援事業所や	員	
		病院等に配布する。		
		病院·居宅介護支援事業所	生活相談	月1回以上
		等に定期的に空床案内を	員	
		送付する。		
入居者様、	満足度の向	入居者様、家族様とのコミ	生活相談	通年
家族様との	上、不安や不	ュニケーションを密に図	員	
コミュニケ	満の把握と解	り、施設生活における入居		
ーション	消	者様の要望を確認し、生活		
		の様子を現場職員と連携		

		して家族様に報告する。 ご質問、ご相談、苦情があ る時は、迅速に対応する。		
職員教育	介護職員のス	各職員の課題を把握し指	生活相談	通年
	キルアップ	導・助言する。副主任と協	員	
		力し、職員の業務に対する	主・副主	
		意欲向上に取り組む。	任	

3. 介護支援専門員 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ケアプラン	入居者のニー	作成に関して、ご本人と面	介護支援	月1回
の作成	ズに沿ったプ	談を行う。各職種、担当職	専門員	
	ランの作成	員からの聞き取りなどに		
		より入居者のニーズを把		
		握する。		
ケース検討	課題解決に取	サービス担当者会議を開	介護支援	月1回
	り組む	催し、各職員と要望を共	専門員	
		有・連携し個別の課題解決		
		に取り組む。		
サービス内	安心で楽しく	入居者様、家族様とコミュ	介護支援	通年
容の充実	生活していた	ニケーションを図り、要望	専門員	
	だけるような	を把握する。様々な視点か		
	サービスを提	ら個別のニーズに即した		
	供する。	サービスを展開し、実践し		
		ていく。		

4. 看護 6 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	健康管理	・年/1 回 胸部 X-P を実	嘱託医	通年
		施(入居者)	看護職員	入居者の体調
		・年/2回 バイタル測定、		に応じて実施
		検尿を実施(夜勤職員)		
		・ 随時採血等、検査を実施		
		※要治療、検査の方は 医		
		師の指示に従う。		
衛生管理	食中毒及び感	・委員会の実施	生活相談	毎月1回
	染症への対策		員	
		・内部研修の実施	嘱託医	年1回
		・予防接種の実施	看護職員	入居時及び適
			介護職員	宜
カンファレ	看護、介護の	サービス担当者会議にお	看護職員	通年

ンス	問題点を探る	ける個別のケースカンフ	生活相談	毎月1回
	入居者の状態	ァレンスを実施	員	
	や情報の共有		介護職員	
			栄養士	
			機能訓練	
			指導員	

5. 事務 6年度事業計画 (ユニットと共通)

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
	無駄な光熱費 の削減	無駄な照明・空調等の使用		
		があったら止める。		
 ・ ・ 光熱費の管		職員に無駄な使用がない	施設長	
理		ように呼びかける。	事務長	通年
生	VフFI1/00C 	年間を通し、電気・ガス使	事務員	
		用量を記録し、前年と対比		
		して管理する。		
		恒常的に購入している物		
		品について、同等の機能で		
物品及び購	経費の節減	価格の低いものに見直す。	施設長	
入先の見直		購入先業者を惰性で継続	事務長	通年
L		せず、複数社より見積を取	事務員	
		って低価格を提示した業		
		者に変更する。		
		新施設建物周辺の庭の清		
		掃実施。	+ / ≑n. E :	
施設周辺の	清潔で美しい環境づくり・	新施設周辺空地に植樹等	施設長 事務長 事務員	通年
環境整備		を実施。		
	景観の維持	既存施設前庭・中庭の美観		
		を保つ。		
非常災害時	は公司はあつ宝	火災・夜間災害・風水害想		6 H • 1 9 H •
作品 火舌 时 への備え	寺 防災訓練の実 施	定の防災訓練を年間で計	全職員	6月·12月· 3月
- 、 Vノ/I/用 人		3回実施する。		

IV. 各委員会の事業計画

1. リスク委員会(事故防止・身体拘束廃止委員会) 6年度事業計画

17 / スタ	I		+11/1/4	I
項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
リスクマネ	入居者の事	施設長、各部署の多職種職		毎月1回
ジメント委	故防止及び	員を交えリスクマネジメン	ネジメン	
員会の開催	事故発生後	ト委員会を開催し、実施し	卜委員	
	の再発予防	た再発防止策を協議し、防		
	対策	止策の適正を図る。		
	di ti it i min			
	身体拘束廃			毎月1回
	止の為の取	を開催し、拘束が行われて	ネジメン	
	り組み	いる場合は、解除や廃止に	卜委員	
		向けて代替案を考察し、具		
		体的な解決方法を協議す		
		る。		
		身体拘束廃止についての内	リスクマ	年2回
		部研修を実施し、介護・看	_	
		護職員を対象に、その弊害		
		や法的位置付け、廃止のた		
		めの方法等を学ぶ機会を設		
		ける。		
自从为士污	無 性 ス ヴ P		ナバ 司	·洛 <i>仁</i> :
身体拘束に	無断で安易		,	通年
関する施設	な拘束をさ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
内監視	せない	の拘束を行なっていないか	当委員	
		を注視し、あれば即時停止		
		させ、注意説明や指導を行		
		う。		
施設内部研	職員の意識	職員が事故を予防するため	主任・副	年1回
修の実施	向上	の注意点等を具体的に学習	主任	
		できる研修を実施する。		
	l			

2. 虐待防止委員会 6年度事業計画

項目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期 • 期間
虐待防止委	虐待防止の	委員会を開催し、虐待や虐	リスクマ	毎月1回
員会の開催	取り組み	待に繋がる行為が発生した	ネジメン	
		場合は、その理由を考察し	卜委員	
		具体的な解決方法を協議す		
		る。		
虐待に関す	虐待を発生	委員を中心に施設内におい	主任・副	通年
る施設内監	させない	て、虐待行為がないかを注	主任・担	
視		視し、あれば即時停止させ、	当委員	
		注意説明や指導を行う。		

施設内部研	職員の意識	職員が虐待を防止するため	主任・副	年1回
修の実施	向上	の注意点等を具体的に学習	主任	
		できる研修を実施する。		

3. 感染症予防委員会 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食中毒及び	食中毒及び	内部研修の実施	主任	年2回
感染症対策	感染症予防		副主任	
委員会			栄養士	
食中毒及び	食中毒及び	・毎月1回委員会を開催し、	嘱託医	毎月1回
感染症対策	感染予防の	各職員に研修内容の周知を	施設長	
委員会を定	ため	図る。	生活相談	
期開催す		参加者(委員)は施設長・	員	
る。		生活相談員・看護職員・介	主任	
		護職員・栄養士・事務員の	栄養士	
		各職種より1名程度参加。	担当委員	
		・コロナウイルス・インフ		
		ルエンザ感染症について、		随時
		国や県の感染状況を把握	施設長	
		し、注意喚起を促す。	主任	

4. 衛生委員会 6年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期•期間
委員会の開 催	産業医を中 心に、職場	毎月 1 回の委員会を開催し、各職員に研修内容の周	衛生管理 者	毎月1回
労働災害の 未然防止や、 メンタルス ルス を が ため の 実施。	内の衛生・ 安全環境を 確立する。	知を図る。 ・各部署の職場環境の把握 ・対応・予防策の協議 ・研修内容の周知 ・産業医の助言指導	産業医	

5. 入居検討委員会 6 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期·期間
委員会の開 催	介護度に応 じた適正な	毎月1回以上の検討委員会を開催する。	生活相談 員	毎月 1 回及び 随時
申込者の優 先度の検討	入居受け入 れを行う。	入居申し込み者の詳細な 情報をもとに、入居基準に 則って入居順位を決定す る。		

介護老人保健施設 聖十字ハイツ 令和6度 事業計画

I. 事業内容

介護老人保健施設(短期入所療養介護含む) 100 床

Ⅱ. 施設方針

地域での生活を支える福祉拠点として「利用者の声に誠実に耳を傾け、不安に寄り添い、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、地域の福祉サービスを必要とする方々が本当に地域で安心して、その人らしい意欲的な生活を実現していくために、支援を必要とする方々の意思を尊重し、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、多職種チーム、さらに入居・通所・訪問の各スタッフが一丸となり包括的かつ継続的な支援、身体機能の維持向上のための効果的な介護・医療・リハビリテーションサービスを提供する。

Ⅲ. 今年度の重点的取り組み内容

- ① 利用者の人権・思いの尊重、虐待・不適切ケアの防止
- ② 明確な「在宅復帰施設」としての位置づけと地域での継続的な支援体制の整備
- ③ 認知症ケアの資質向上
- ④ ターミナルケアの理解と拡大
- ⑤ 施設での口腔衛生管理の強化
- ⑥ リーダーの育成、効果的な教育体制の新たな構築

重点項目事項及び目標

①【人権尊重・虐待防止】 スタッフ中心の発想ではなく、利用者の方々の何が不安 なのかを理解し、不安、不快 感を与えず、その方が望む 「安心」「健康」を実現する ための「あたたかい言葉」と 「効果的な介護・医療・リハ ビリテーションを提供する。

実施内容

- ・ 常に利用者権利擁護指針を遵守し、日頃より利用者の基本的人権を侵害することなく、利用者一人ひとりのニーズに応えるサービス提供を提供する。
- ・ 日常のサービス提供の中で、スタッフは常に、そ の言葉や態度で利用者の人権を傷つける可能性 があるということを十分に理解し、攻撃的、指示 的な態度の表出、無視をしない介護技術を身につ ける。
- ・ 日々の業務態度やコミュニケーション技術をより良い形へ変えていく研修、教育訓練を定期的に 実施する。
- ・ 職種間を超えて利用者様への対応方法や言葉づかいについて、確認や意見交換ができるためのオンライン会議やコミニュケーションツールの導入を進めていく。

② 【在宅復帰施設機能の拡 大】

施設が持つリハビリ、医療、介護の機能をさらに向上させ、地域住民の「在宅・地域での生活のための支援」に向けた専門的な援助体制を整備する。

- ・ 本来の老健の大きな役割である在宅復帰・地域移 行を積極的に推進し、「在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 I」の継続的算定を可能な体制を構築す る。
- ・ 通所リハ、訪問リハ、ショートステイ事業、入居 事業の各事業を継続して組み合わせるとともに、 ケアマネジャーやご家族と緊密に連携を取り、具 体的な「在宅支援」に向けての援助を積極的に提 供する。
- ・ 在宅、施設の各事業に加え、介護・看護・リハ・ 支援相談部門の各職種が同じ目標のもと、緊密に 連携し、利用者の皆様の「安心」「健康」「地域支 援体制」をともに作り出すための体制づくりを進 めていく。
- ③【認知症ケアの充実・向上】 利用者の方々自身の内的世界や不安を受け入れて、心から寄り添い、「安心」を提供することができる支援者を目指す。
- ・ 認知症についての正しい理解を深め、利用者主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保証を実現していく観点から、介護にかかわるすべての者の認知症対応能力を向上していくための研修とケース検討会議の開催、より深いアセスメントの実施を積極的に進めていく。
- ・ 具体的には施設内研修に加え、LINE WORKS やタ ブレットでのオンライン研修、さらには「認知症 介護実践者研修」、「認知症介護実践リーダー研 修」の受講を計画的に進めていく。
- ④【ターミナルケアの理解】 利用者様が「最期はこうあり たい」という思いを表出し、 それをご本人自身の意思で 選択・決定できるような支援 体制や人間関係を構築する。
- ・ 看護師を中心に、身体的・精神的苦痛を和らげ、 ご本人の意思に沿った看護、ケアが提供できるための教育訓練を継続的に実施していく。
- ・ ACP (人生会議) についての理解を深めるための 研修や職員間の情報交換の場を積極的に設け、ご 利用者様、ご家族様を含めた、利用者様の思いを 尊重したアセスメント、ケア体制を作り上げてい く。
- ・ 看護・介護・リハスタッフの連携体制をさらに深め、同じ思いや目標のもと、共通の日々のケアが提供できる情報共有体制をケース検討会議やオンライン研修ツールなどを用いてあらたに構築していく。

- ⑤【口腔衛生管理の強化】 状態に応じた丁寧な口腔衛 生管理を更に充実させるた めの体制をつくる。
- ・ 歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士からのアドバイスや指導を定期的に受ける体制を作り、口腔内の衛生管理や嚥下状態の更なる向上を目指す。
- ・ 上記専門職からの指導を受けて、介護・看護スタッフが継続して日々の口腔ケアを確実に実施して聞くことができるケアプランや実施体制を構築していく。
- ⑤【リーダー育成・教育の充実】

主任・リーダーが、利用者主体の発相のもと、施設の改善に向けて積極的に提案、行動していくことができる体制を目指す。

- ・ 法人の理念を元に、基本に戻り、各職員が「どんな施設にしていきたいのか、どんな地域にしていきたいのか」「それはどうしてなのか」を明確にし、思いの整理、目標の共有を図る。
- ・ オンラインを含め定期的な面接、情報共有を行い、各リーダーが具体的に行動していけるための計画や提案を個別に進めていく。

Ⅳ. 具体的事業計画

計画事項

【基本理念】

職員全員が利用者の声に誠 実に耳を傾け、その方が望 む生活を実現していくとい う姿勢やサービス提供体制 を構築する。

実施内容

- ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員が その思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越 え、利用者の方々が自らの意思で生きることに喜 びを感じていただけるような支援を提供する。
- ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適 切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全 を確保する。
- ・ 高齢者の方々を常に孤独にせず、利用者も、援助 者も、ともに自然に笑顔になる暮らしの場を構築 する。

【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿っ た効果的な医療・介護・看 護・リハビリテーションを 提供し、利用者の方々に喜 び、満足していただける支 援を実現する。

- ・ 専門的な視点で、多職種協働のもと、より深いニーズの把握および効果的なアセスメントおよびケアプランの策定に努める。
- ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを 見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適 切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間 関係を構築する。
- ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目 指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具 体的プランをチーム全体で策定・実行する。
- ・ 新たな利用者、家族とのコミュニケーション、オンライン面会、地域医療福祉従事者とのコミュニケーションツールの方法を開発していく。

【リハビリテーションの推進】

専門職による、より効果的 なリハビリテーションの実 施

- ・ 個別のリハビリテーション計画のもと、利用者の 身体状況、目標にあわせた個別リハビリテーショ ンの実施をさらに進め、身体機能、社会生活の向 上に努める。
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、さらに看護・介護職員協働のもと、より良い生活のためのリハビリを実施していく。

【相談援助機能の向上】 福祉サービスを必要とされ ている方々の声に真摯に耳 を傾け、迅速に必要なサー ビスを提供し、地域の方々 に信頼される相談支援・地 域連携体制を作り出し、地 域福祉に貢献する。

- ・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、在宅復帰に向けた支援、緊急を要するケースや、医療ニーズの高い方や、重度の認知症の方にも積極的に対応していく。
- ・ 施設利用相談への対応は常に相手の側に立ち、相 手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯 に対応を行う。
- ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域 連携等の専門的教育訓練を定期的に実施し、将来 的な在宅復帰支援施設に向けて、職員の資質、技 能の向上を図る。

【科学的介護推進体制】 施設内の記録のデジタル化 と、専用端末による入力体 制を確立し、業務の効率化 と明確化、さらに職員間の コミュニケーションの充実 を図る。

- ・現在活用しているデジタル記録管理システム「Care Palette」、さらに「眠り SCAN」「LINE WORKS」などの運用を、看護、介護、リハ、栄養の各部門で確実に運用し、一元的に管理、連携できるよう進めていく。
- ・ ご家族へのプランの説明、情報提供や状況報告についても、メールやLINEを活用してのあらたなコミュニケーション方法の活用を積極的に導入していく。
- ・ 上記のソフト等を有効活用することにより、「科学的介護推進体制加算」を算定し、安定した収入の 確保に努める。

【施設内組織の再編成】 各職員の質の向上や、より 効果的なサービス提供のた めの組織の改革、再編成を 行う。

- ・ 稼働率の確保と、在宅復帰施設への移行のために 「地域連携室」をさらに充実させるとともに、相 談員体制および介護支援専門員体制を充実し、業 務内容を明確化する。
- ・ 相談部門およびリハビリ部門については、入居、 短期入所、通所、訪問の各事業が常に連携した体 制を構築することにより、より継続的な地域での 生活の維持に貢献する。
- ・ 各チームリーダーの役割、権限、教育担当者としての 0JT での役割を明確にし、各職員のさらなる 意欲、資質の向上を実現する。

【多職種協働・連携】

医療・リハ・介護部門の各 専門職が多職種協働体制 で、連携し、利用者の方々 の意欲や身体状況の向上を 目指す。

- ・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康とQOLの向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。
- ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。

【委員会活動の充実】

個々の職員が、積極的にサ ービスの向上に参画するた めに、各種委員会活動を進 めていく。 ・ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会、感 染症対策委員会、高齢者ケア検討委員会等、各種 委員会の活動をさらに充実させ、各職種それぞれ の専門性を生かした、より効果的なサービスを、 職員全員で構築していく。

【広報活動・情報発信の充 実】

広報活動の充実を図り、利 用者、家族、地域の方々に

- ・ 法人ホームページ、施設広報誌「もみの木」により、利用者に役立つ広報活動を積極的に実施する。
- ・ SNS 等を積極的に活用し、利用者、職員確保のため の効果的な情報を地域に継続して提供し、人材の

積極的に有効な情報発信を 図る。 確保に努める。

【研修・教育訓練】

専門的な教育訓練を実施 し、職員の意欲や専門知識 の向上を図り、利用者の満 足度向上につなげていく。

- ・ 法人の理念、施設の業務目標を明確に職員に伝え、 常に「利用者様の喜び・満足の実現」という視点 での教育訓練を計画に沿って実施する。
- ・毎月、専門研修として、介護看護職員に対し、参加形式の教育訓練を実施する。また、現場での0JTとして職員個々が自分で考え、利用者が満足される結果を生み出す業務、教育体系を構築する。
- 外部研修の機会を積極的に作り、施設内に具体的 に取り入れていくための体制づくりを進めてい く。

【事故予防】

介護事故、食中毒・感染症 発生等を予防し、利用者の 方々の安全・安心を確保し、 適切なリスクマネジメント を実施する。

- ・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原 因を明確にすることで事故・ヒヤリハットの発生 率低下を目指す。
- ・ 感染症対策の取組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、 日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。

【食事満足度の向上】

利用者の方々に「おいしい」 「楽しい」「満足した」と感 じていただける食事の提供 を目指していく。

- ・ 利用者が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、理学療法士、作業療法士、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、食事介助のあり方の改善等を積極的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。
- ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味 しいソフト食を提供できるように、他の医療機関 と連携・協力を図りながらソフト食、ムース食の 質の向上と多様化、療養食の導入を図る。

【感染症対策の強化】

新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対する感染防止対策を徹底し、安全で安心できる施設環境を構築する。

- ・ 感染症対策委員会を定期的に開催し、職員への感染防止策の周知徹底を図る。
- ・ 指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施を定期的に実施し、職員個々の感染防止に対する行動力向上を図る。
- ・ 感染症発生時の「業務継続計画 (BCP)」に沿って 感染症発生時に迅速、冷静な行動がとれる体制を 整備する。
- ・ より効果的な消毒機器や、感染防止用機器の導入 を検討、実施する。

【防災対策】

適切な防災計画の策定と、 火災、地震、風水害等の緊 急時に負傷者の救護やケア の提供が速やかに対応でき る体制の構築をめざす。

【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、 清掃等を適切に実施し、利 用者にとって最適な環境を 提供できる体制を作る。

【適切な経営管理】

施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための専門職種確保および経費節減、施設稼働率の確保

- ・ 併設施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練 を実施する。なお火災時の消化、避難訓練だけで なく、風水害を想定した訓練や地震時の対応も行 い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれ るように職員教育に努める。
- 緊急時に必要な食糧、飲料水、介護材料等の備蓄 を行い、災害時に迅速に活用できる体制を整える。
- ・ 災害発生時の「業務継続計画 (BCP)」に沿って迅 速、冷静な行動がとれる体制を整備する。
- ・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。
- ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に 設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損 について早急に対応することにより、安全な生活 環境を確保する。
- ・ より効果的な広報活動を導入するとともに、各種 学校との連携を図り、医療・福祉、リハビリ分野 の専門職確保を進めていく。
- ・ 物価高騰対策として、経費節減のための具体策を 策定し、個々の目標に向けて合理化、効率化を図 る。
- ・ 日頃より、適切な体調管理、水分、栄養補給に努 め、利用者の健康を維持していくことで、入院に 至るような疾病、事故を防止する。
- ・ 適切なベッド稼働管理を行うとともに、近隣の医療機関、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携し、利用者の確保に努め、稼働率97%、回転率月間10名以上を常に維持し、安定した収入の確保に努める。

聖十字ハイツ 通所リハビリテーション 令和6年度 事業計画

I. 事業内容

通所リハビリテーション 20名

Ⅱ. 事業方針

地域や家族の中で可能な限り在宅生活を継続していただくための福祉拠点として、専門的リハビリテーションを実施するとともに、さらに楽しいレクレーション、安心・満足のための介護、看護、さらには心温まる交流の場を提供する。さらに「利用者の声に誠実に耳を傾け、不安に寄り添い、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。また訪問リハビリテーションや、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なサービスが継続して提供できる体制を整備していく。

Ⅲ. 事業計画

計	画	事	項

【基本理念】

職員全員が利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢を基本に、より効果的なリハビリテーション・各種サービス実施体制を構築する。

実施内容

- ・ 利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、 自らが「元気になりたい」「楽しく生活したい」と 感じていただけるリハビリテーションを実施する。
- 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、 利用者の方々が自らの意思で生きることに喜びを 感じていただけるような支援を提供する。
- ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切 で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確 保する。
- リハビリテーションを通じて、高齢者の方々を常に 孤独にせず、笑顔で過ごせる地域での生活を実現する。

【多様なリハビリの展開】 身体的機能訓練に加え、認 知症の方へのケア・リハビ リ、さらには地域リハビリ テーションの展開の体制 を構築する

- ・ 現在、中心的に実施している身体的機能訓練に加え、在宅生活を維持していくための生活訓練、嚥下、言語訓練、さらには脳の活性化のための楽しいリハビリテーション等も積極的に導入していく。
- 新たに認知症の症状をお持ちの利用者に対する専門的ケアの実施体制を構築するとともに、より専門的な認知症ケアの実施に向けての検討を進めていく。

【地域・事業所内の連携】 訪問リハビリテーション 事業、ショートステイ事業 等と連携し、地域住民の健 康づくり、身体機能の向上 に多角的に貢献する。

- ・ 訪問リハビリテーション、短期入所とも緊密に連携 し、地域の高齢者が在宅での生活を維持継続できる ような機能訓練や各種支援を総合的に提供する。
- ・ 介護老人保健施設の利用後、在宅復帰される方の継続的なフォローアップのために、介護支援専門員や支援相談員とも情報交換を密にし、安心して自宅での生活を継続できるような環境整備、機能訓練の提供を行う。

【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・ 看護・リハビリテーション を提供し、利用者の方々に 喜び、満足していただける 支援を実現する。

- ・ 利用者の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。
- ・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家 庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的な リハビリテーションを行う。
- ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な 医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を 構築する。
- ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的で、今後の療養生活の支えとなるようなリハビリテーション計画を策定する。
- ・ 各職種の専門的な知識等を他職種にも可能な範囲 で指導・教育を行い、情報の共有や相互に活発な意 見交換等が実施できる体制を構築する。

【相談援助の充実】

福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。

- ・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護 支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携 を取り、緊急を要するケースや、医療ニーズの高い ケース、重度の認知症のケースにも積極的に対応し ていく。
- ・ 施設利用相談への対応は 100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。
- ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的に実施し、資質の向上を図る。

【多職種協働・連携の充 実】

リハ・看護介護部門の各専 門職が多職種協働体制で、 連携し、利用者の方々の意 欲や身体状況の向上を目 指す。

- ・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。
- ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。

【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」 と感じていただける食事 の提供を目指していく。

- ・利用者の方々が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を積極的かつ個別的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。
- ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しい、また視覚・嗅覚でも楽しめる食を提供できるように、ソフト食、ムース食の質の向上と多様化を図る。

【事故予防·感染症予防対 策】

介護事故、食中毒・感染症 発生等を予防し、利用者の 方々の安全・安心を確保 し、適切なリスクマネジメ ントを実施する。

- ・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因 を明確にすることで事故・ヒヤリハットの発生率低 下をめざす。
- ・ 感染症対策の取組み状況を介護・看護職員間で随時 評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々 の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努 める。
- ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や 不快感をもたらすような対応とならないように常 日頃から接遇向上に向けた取り組み及び不適切な ケアの見直しを行う。

【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施 し、利用者にとって最適な 環境を提供できる体制を 作る。

- ・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。
- ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。

【防災対策】

適切な防災計画の策定と、 火災、地震、風水害等の緊 急時に負傷者の救護やケ アの提供が速やかに対応 できる体制の構築をめざ す。 ・ 入所施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を 実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでな く、水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あ らゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるよう に平時より職員教育に努める。

【適切な経営管理】

施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための 事業稼働率の確保 ・ 適切な稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携するとともに、四日市市桜地区もサービス提供区域と位置づけ、利用者の確保に努め、平均利用人数 19 名を常に維持する。

聖十字ハイツ 訪問リハビリテーション 令和6年度 事業計画

I. 事業内容

訪問リハビリテーション

Ⅱ. 事業方針

利用者が可能な限り住み慣れた自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。具体的には利用者の実際の生活の場にお伺いして、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ちながら、日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上のための機能訓練及び専門的支援を提供する。さらに福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なリハビリテーションが提供できる体制を整備していく。

Ⅲ. 事業計画

計画事項	実 施 内 容
【基本理念】 利用者の声に誠実に耳を 傾け、その方が望む生活を 実現していく姿勢を基本 に、より効果的なリハビリ テーションや専門的支援 を提供する体制を構築す る。	 ・ 末永く在宅での暮らしが維持、継続できるよう、利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、自らが「元気になりたい」「楽しく生活したい」と感じていただけるリハビリテーションを実施する。 ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きることに喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確
	保する。
【サービスの質の向上】 身体的機能訓練に加え、認	・ 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の 評価を行い、常にその改善を図る。
知症の方へのケア・リハビ リ、さらには地域リハビリ	・ 事業所内研修や、外部の専門研修にも計画的に参加し、自らの技術の向上を図る。
テーションの展開の体制 を構築する	・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な

リハビリテーションや支援が提供できる人間関係 を構築する。

【具体的サービス内容】

一人ひとりのニーズに沿った効果的なハビリテーションを提供し、利用者の 方々に喜び、満足していた だける支援を実現する。

- ・ 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう支援を行う。
- ・ 利用者の方々の意思を尊重し、望ましい在宅生活が 過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、 個々に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、 看護や介護、リハビリテーションを提供する。
- ・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家 庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的な リハビリテーションを行う。
- ・ 利用者の皆様方の「健康への望み」をみたすため、 真摯に相手に寄り添い、ご本人の「できること」に 着眼したケアの提供を実施する。

【相談援助の充実】

福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。

- ・ 地域福祉の拠点として、利用者、家族だけでなく、 他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護 支援事業所とも緊密に連携を取り、様々なニーズに も積極的に対応していく。
- ・ 利用相談への対応は常に相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。

【多職種協働・連携の充実】

リハ・看護介護部門の各専 門職が多職種協働体制で、 連携し、利用者の方々の意 欲や身体状況の向上を目 指す。

- ・ 医師、介護支援専門員など多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びを生み出す。
- ・ 各専門職種間で、知識と情報を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。

【事故予防・感染症予防対 策】

介護事故、感染症発生等を 予防し、利用者の方々の安 全・安心を確保し、適切な リスクマネジメントを実 施する。

- ・ 訪問前の健康管理、手洗い、手指消毒を徹底し、日々 の衛生管理、利用者の感染症発生の防止に努める。
- ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や 不快感をもたらすような対応とならないように常 日頃から接遇向上に向けた取り組みを行う。

【適切な経営管理】

施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための 事業稼働率の確保 ・ 適切な稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携するとともに、四日市市桜地区もサービス提供区域と位置づけ、利用者の確保に努め、月平均340回(1日平均利用人数16回)を維持する。

ケアハウス 白百合ハイツ 令和6年度 事業計画

I 施設方針

令和5年度は新型コロナウイルス5類変更によって入居時の抗原検査廃止等、大きな変化がある1年であった。ただ、新型コロナ自体が無くなったわけではない為、面会の制限等、引き続き利用者にご負担をおかけする場面もあった。令和6年度では、以前行うことが出来ていた行事の再開や新たな行事の検討を全職員で相談、検討しながら取り組んでいきたい。その他の計画事項についても必須の重要項目なので継続して実施していきたい。

Ⅱ 事業計画

計画事項	実 施 内 容
1. 感染防止し、入居者が安心 して生活できる環境を提供 する	施設内の環境を整備し、利用者ができるだけ快適に 過ごせるように支援する。具体的な内容として、以 前から使用しているオゾン除菌機器、光触媒などを 継続的に使用し、令和5年度に導入したUVishを共 用部分やコロナ感染者居室で使用しながら定期的な アルコール拭き取り除菌等を実施していく。今後の 感染対策についても国や三重県からの指導の下、適 宜感染対策を実施し、新たな感染症に関する情報が 提供された段階で、その都度入居者の方々へ迅速に 提供していく。職員への情報提供も並行して行って いく。
2. 入居者の方々の健康状態を 把握し、日常生活動作の低 下を防ぐ	入居者の方々の日々の様子観察を継続して行い、体調変化の早期発見、適宜病院受診に繋げていけるように支援する。また緊急時におけるスムーズな情報提供を可能とするため、入居者の方々やご家族からの医療情報の確保と職員間共有を継続していく。 具体的な内容として、入居者の方々やご家族からの情報を生活日誌等日々の様子の記録を行い、必要な内容を職員間で共有していく。 緊急時の連絡先を明確にし、生活日誌やケアプラン等必要な情報を提供できる体制を構築していく。 その他、日常生活動作が低下しないように、現在も実施している土曜日の朝に食堂で実施しているリハビリ体操も理学療法士に依頼し、令和6年度も継続して提供していく。

3. ボランティア活動を積極的 に受け入れていく	コロナ禍で中止されているボランティア活動の受け 入れ態勢の整備を行い、利用者が充実した施設生活 を送ることが出来るように支援する。 これまで行ってきたボランティア活動だけでなく、 現在の利用者のニーズに合わせた活動を検討し、 その時代にあったボランティアを提供していく。
4. 様々な研修を通じ職員各々 の技術向上、キャリアアッ プを図る	施設内研修だけでなく、施設外の研修も対面、ZOOM 等可能な限り参加し、職員の質を向上させる。 また、法人研修会へは職位・職種ごとに当該職員を 参加させスキルアップを図り、職員が将来の目標に 向けて意欲的に取り組めるよう努める。
5. 自立生活を継続できるよう に支援する	入居者の方々が抱えている病気や施設生活での悩みを軽減できるよう生活相談員を中心に親身になって支援していく。 できる限り慣れた環境での生活が継続できるよう、フォーマル、インフォーマルサービスを利用し、当施設での生活を継続していけるように支援する。 介護支援専門員や各サービス事業者等との連絡・調整の援助を適宜行っていく。
6. 安全に美味しく楽しい食事ができるように支援する	入居者が楽しめるよう、行事食、一人鍋、アユの塩焼き、ざるそば、ローストビーフといった季節が感じられる料理の提供を行う。 食中毒及び感染症対策委員会での内容を情報共有し、食中毒の予防に努める。
7. 経営安定のため高稼働率の 維持に努める	年間稼働率98%を目標として取り組む。 入居申し込みされている方々に対して、定期的な連絡を取ることで白百合ハイツを意識していただけるように支援する。 介護支援専門員や各サービス事業者等へ適宜、施設の空き情報を提供し、入居申し込み者数の向上に繋げる。

聖マリアこども園 令和6年度 事業計画

I. 事業内容

- 1. 保育園(保育標準・短時間認定…保育に欠ける子ども対象) 80名
- 2. 幼稚園(教育標準時間認定保育…保育に欠けない子ども対象) 15名
- 3. 子育て支援(子育て支援室、一般型一時預かり保育)
- 4. 病後児保育
- *保育園と幼稚園を一体化させた幼児施設であり、子育て相談や親子の集いの場を提供する子育て支援を行うためにも、子育て支援室、一時預かり保育、病後児保育などの事業活動を含め、在園児及び未入園児も対象に、地域の保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに幼児の健全な育成(保育・教育)に努めます。
- *未入園児の一時預かり保育や1歳児から小学3年生の児童対象の病後児保育など在園児並びに未入園児の子どもと保護者のニーズに幅広く対応していきます。
- *保護者の方の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがい、子育ての楽しさを感じられるような働きかけを行います。
- *発達支援の必要な子どもについては、個別の支援計画を立て職員配置をし、施設を利用する全ての子どもたちと保護者の困り感を軽減するように努めます。 また、配置基準以上に職員を配置することできめ細やかな保育により子どもたちへ安心安全な居場所を提供します。
- *講師(体操、英語)等により専門分野での指導により、興味関心を広げられるようにします。

Ⅱ.運営の基本理念

*神さまによって与えられた命、一人ひとりの思いを尊重しながら、豊かな人格の基礎を作るために恵まれた環境を整え、心身ともに健やかな成長を見守り援助します。

Ⅲ. 基本方針

*家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切にし、安心して過ごせる環境と質の高い保育・教育により子どもたちの育ちを保障します。

Ⅳ. 事業目標

*小学校就学前(病後児については小学3年生まで)の子どもに対する教育及び 保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することにより、地域の 子どもたちが健やかに育成される環境を整えるといった幅広い社会のニーズに 応えます。

V. 年間目標・教育保育のねらい

「生きる喜びを感じ、分かち合い、心身ともに健やかにのびる子どもを見守る」

めざすこどもの姿

- ・健康で安全な生活が出来なんでも食べる丈夫な子
- ・優しい思いやりのある子
- ・いろいろな体験を通して何にでも挑戦する子
- ・自分の考えが言え友だちの考えも聞ける子

- めざすこども園の姿 ・子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健 やかに育てる。
 - ・「生きる力」を育て、ともに育ち合えるように援助する。
 - ・一人ひとりの発達を大切にし、あそびを通して教育的機 能を行き届かせ人間形成の基礎を培う。

行事計画

114	計画		
月	事業内容	行 事 目 標	ねらい
	(行事)	(経験していくこと)	(子どもの育ち)
4 月	・進級式・入園式・新入園児歓迎会 (春のお散歩)・聖十字フォレストエリア散策・内科検診	・入園を喜び、明るく元気に 登園し園生活が楽しいと 感じることでこども園生 活の楽しさを感じる。 ・異年齢の子どもたちと関わ り楽しくあそぶ。 ・日常生活に必要な基本的生 活や健康な生活習慣を身 につける。	・友だちとの関わりの中で、 相手の存在や立場を理解 し思いやりある優しい心を育てる。 ・自然に触れて感動する体験でる。 ・自然の身体を通しての身体を 感じる。 ・自関心を持ち、健康ない で関心を事な基本的生活に必要な基本を身にが はる。 ける。
5 月	・野菜の植付け・春の遠足・自然の中であそぶ・個人面談電話相談・尿検査	・身近な植物を知り、土や水に触れて野菜の苗付けを楽しむ。 ・異年齢児や先生との触れ合い楽しみいたわりや憧れの要もちを持つ。 ・身近な春の自然に触れて戸外であそぶことを楽しむがら信頼関係をおらについて関係をもながら信頼関係をもながら信頼関係をもながら信頼関係をもりまる。	・集団としてきまりがからというとしてちとのきまのかからとのできまのがある。 ・なだちに活動する。 ・などを楽しむととのをとをを、たけれるを楽したがはのでは、情緒の安を図るできまりがある。 ・をは、情然の気ができまれたがある。 ・春って見たりは気ができますがない。 ・自分のを持つ。 ・自分心を持つ。
6	・温泉水プール	・水あそびや温泉水プールあ	・積極的にあそぶ中で運動

月	あそび	そびでのルールを確認し、	機能の発達を図る。
	,, , ,	健康で安全に気持ちを開	・園での生活を保護者に見
		放しながら水あそびを楽	てもらう中で、楽しく過
	• 保育参観	Lto	ごす中にもがんばる気持
	77 77 772	・保護者の人と一緒にこども	ちを持つ。
	・歯科検診	園で楽しいひと時を過ご	・保護者の人に日頃の成果
		す。	を見てもらい意欲や積極
		進んで検診を受け、自分の	性を育む。
		健康に関心を持ちうがい	・自分の身体や病気につい
		や歯みがき、フッ素洗口な	て関心を持ち、健康な生
		ど予防に必要な活動を進	活に必要な基本的生活習
		んで行う。	慣を身につける。
	七夕会	・心を動かす出来事などに触	・七夕伝説に関心をもち、
		れ感性を働かせる中で、豊	様々な体験を通して豊か
		かなイメージを持ちなが	な感性を育てる。
		ら楽しく表現する。	・積極的にあそぶ中で、運
	・どろんこあそび	・泥あそびや温泉水プールあ	動機能の発達を図り、心
7	・温泉水プール	そびでのルールを確認し、	と身体を十分に働かせ
月	あそび	健康で安全に気持ちを開	る。
	,, , ,	放しながら楽しむ。	
	・温泉水プール	・泥あそびや温泉水プールあ	・興味や関心、応力に応じ
	あそび	そびでのルールを確認し、	て全身を使って活動する
	夏まつり	健康で安全に気持ちを開	ことにより身体を動かす
	・お泊り保育	放しながら水あそびを楽	楽しさを味わい、安全に
		しむ。	ついての構えを身に付け
		夏ならではのあそびを楽し	る。
8		み気持ちを開放する。	・準備や片付け、衣服の着
月		・身近な環境に主体的にかか	脱などの見通しを持って
		わりお泊り保育を楽しみ	行動する。
		中で自分の力で行うため	・食事や排せつ、衣服の着
		に考えたり工夫したり、時	脱など必要に気づき、自
		には友だちや保育者の力	分の身体を健康に保つ。
		を借りながらやり遂げる。	
	・防災・避難訓練	・実際に起こった時のことを	・火事や地震、不審者対策
		考えて正しく行動しよう	をなぜ繰り返し行ってい
		とする。	くかを聞き、その重要性
	・敬老の日	・自分たちの生活との関係に	を感じる。
	(手紙郵送)	気づき防災に対しての経	・祖父母、入居者の方との
9	• 施設交流会	験を広める。	関わりの中で信頼感や愛
月		お年寄りへのいたわりや優	情、優しさを持ち、人権
万	・奉仕作業	しさを培う。	を大切にする心を育て
	(土曜日を利用	・保護者の方と一緒に園庭整	る。
	して)	備をし、運動会や日々の園	健やかな育ちを促すため、
	• 祖父母参観	庭でのあそびを充実させ	安全なスペースである園
		ていく。	庭で思いきり身体を動か
			してあそぶ。

10月	・運動会・秋の遠足・聖アオレスト・エリア サイン・ハロウイン・内科検診	・運動会のお稽古に参加する 中で自分の感情や表現しながら自己ながロール力、 自己ないロール力、 自己ないロール力、 自己ないロール力、 自己ないの環境と 自然のので 自然のので を発見をされる。 ・身近な人と関わり信頼 を がある。 ・身近なを持ち感じる。 ・進んで検診をを持ち と関わいで で を を を を を を を を を を を を を を を の で を の で を の で を の で を の に る 。 ・ り に る 。 ・ り に る 。 ・ り に り と し と し と し と を と り と り と り と り と り と り と り と り と り	・積極と でるの人る と愛々気 困 を と 情を と 情を と に で るの人る と で るの人る と で るの人る と で るの人る と で ま り を で るの人る と で ま り を で るの人る し て み ち に 育 向 と め 然 に 前 を で ま り を で ま り を で ま り を で ま り を で ま り を で ま か に ず に ず に ず に ず に ず に ず に ず に ず に ず に
11 月	 ・秋まつり (外部の方をお招きして ・自然の中であるである ・私立園交流会 ・ふれあいまつり (5歳児) 	・秋の自然に触れ秋の実りに感謝し味わう。 ・観劇等の芸術に触れ楽しむ。 ・幅広い経験することによっば想像性と創造性ををした。 ・自然との触れ合いのがらや感動、驚きながらの移り変わりの移り変わりの移り変わらいない。 ・地域の方と触れ合いなら、まつりを楽しむ。	・様なは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で
12 月	・クリスマス・クリスマス・クリスマイ・年末大掃除・大毎・大季休暇	 ・クリスマスの意味を知る。 ・様々な表現活動を通して、想像性と創造性を伸ばす。 ・それぞれの場面を担当し、ことも園の伝統行事を引き継いてものと、 ・新しい年を迎えるにしている部屋や玩具などを新いたり、それぞれが過ごとされいる部屋や新年を迎える準備をする。 	・身近な社会や自然事象へ、 を対している。 ・身近心をという。 を関心をという。 を関心をという。 ・世間をという。 ・世間のは、 を楽でないででは、 を楽でながいでである。 ・大きででないでは、 を楽でながいできる。 ・大きでである。 ・大きででないでは、 を楽でをいる。 ・大きでである。 ・大きででは、 を楽でないできる。 ・大きででは、 を楽でをいる。 ・大きでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

			年を迎える。
1 月	・新年のご挨拶・お正月あそび・冬の自然に触れる	・年末年始の伝統的な行事に 関心を持つ。 ・正月あそびでは、言葉や伝 承あそびに興味を持ち楽 しむ。 ・雪や氷に触れ冬の寒さを体 感する。	・生活の中で言葉への興味 や関心を育てる。 ・日本の伝承あそびに参加 し、意味を知る。 ・冬の自然に触れあそびに 取り入れながら興味・関 心を広げる。
2 月	・節分会・交通安全指導・保育参観	 ・節分や鬼に関する絵本や話を見たり聞いたりし、異年齢で楽しい豆まきに参加する。 ・日常生活に必要な交通安全など、基本的な習慣や態度を養う。 ・早春に向かう自然の変化に気づく。 ・講師の先生から専門分野でのレッスンを受け、興味関心を広げる。 	・空想のお話を聞いたり見 たり、触れたりる。 たり、強れたげる。 、性を広げる。 、大のでは、他のでででででででででででででいる。 ・身子ののででででででででいる。 ・身子ののででででででででででででででででいる。 ・身子ののででででででででででででででいる。 ・多にないのでででででででででででででいる。 ・多にないでででででででででででいる。 ・をもいでででででででででででででいる。 ・をはないでででででででででいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・をはいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・ででではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・でではいる。 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででででは、 ・ででででは、 ・でででででででででで
3 月	・ひなまつり会・春の遠足・お別れ会・春の自然を探してあそ面談電式・ 卒園式	・一緒に過ごしてきた保育者 や友だちとの愛情や信頼 関係を分かち合う。 ・身近な社会や自然事象への 関心が高まり、様々なもの の面白さ、不思議さ、美 の面白さ、不思議さ、 きなどに感動する。 ・進学、進級への期待を膨ら ませ、家庭や保育者間の ませ、家庭や保育者間の で 室な連携の中で安心 で 車 変を連続する。	・一人ひとりを活かした集団を形成しながら人と関わる力を育てる。 ・集団生活の楽しさるを味わい、仲間と協力する態力をもい、仲間と協力する態を身にである。 ・公共の施設を大切に利用するがりを意識でしたがらをきまれる。 ・自信を持ってがら新したがらがいた。 ・を過ごしながりをがられているがられた。 ・自信ではながらがられているがられた。 ・方ではながられている。 ・方ではながられている。 ・方ではながられている。 ・方ではながられている。 ・方ではながられている。 ・方ではながられている。 ・方ではながられている。 ・方ではながられている。 ・方ではない。

★誕生会 毎月第3週木または金曜日

★交通安全日 毎月10日前後

★異年齢保育 随時 (園外保育など)

★避難訓練 毎月1回(地震・火災・不審者・土砂災害など)★消火訓練 毎月

★身体測定 身長(4, 7, 10, 1月) 体重(毎月) 頭囲(4, 10月) 視力(2月-3歳児以上) ★その他 5歳児 — 調理実習及び、講師による特別保育として、 英語 (24回)、体操 (36回) があります。

4歳児 一 調理実習及び、講師による特別保育として

英語(24回)体操(36回)があります。

3歳児 一 講師による特別保育として体操(36回)

聖十字四日市老人福祉施設 令和6年度 事業計画

I. 事業内容

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 29床 短期入所生活介護(ショートステイ) 10床 デイサービス事業 (通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業) 1日定員 25名 居宅介護支援事業 在宅介護支援センター

Ⅱ. 施設方針・事業計画

1. 地域密着型介護老人福祉施設(施設入所者・短期入所生活介護)

「利用者の皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただけるサービスを提供し、地域の福祉に貢献する」ことを基本方針とし、地域との密な交流を図りながら、これまでの生活を継続してゆけるように、ユニット型施設の特徴を活かしたサービスを提供する。

施設では、生活相談員を中心に、医務、介護、栄養・調理、事務が連携をしながら緊急なケースにも柔軟に対応し、支援を必要としている方々に広く利用していただけるよう環境を構築していくとともに、さまざまな委員会を設け、職員がBCP計画を十分に理解し実践することで感染症や事故等を予防し、安全な生活を過ごせるよう取り組んでいく。

また、生活の質の向上に向け、季節ごとの食事や行事・催し等を生活に取り 入れ、日々を楽しく暮らしていただけるよう取り組んでいく。

併設された在宅介護サービスセンターと連携を図り、居宅サービスから施設 サービスへのスムーズな移行を実現し、地域から信頼していただける施設作り を目指す。

事業目標

項目	目的	具体的な内容	実施時期
ミーティ	ユニットサー	・ユニットケア、支援方針を見直し、	1回/3か月
ング・研修	ビスの質の向	統一されたケアを職員が共有して	
の開催	上	入居者にとって安心な介護を行う。	
		・各ユニットで必要な研修目標を立	随時
		て、それを随時実施する。	
		・外部研修へ参加し、内容を現場へフ	随時
		イードバックすることで全職員の	
		能力向上、スキルアップにつなげて	
		いく。	
		・日中1回、夜間想定1回の計2回の	

防災対策	安全の確保	消防訓練を行い、日頃から災害への 意識をもつよう心掛ける。 ・不審者情報が施設周辺に出た場合に 備えて、避難、対応等の訓練を行う ことで、入居者及び職員自身の安全 を確保する。	2回/年
ユニット 内行事や 外出行事 の開催	生活の質の向上	・季節を感じられる行事や、外出可能 な時期には四季を肌で感じられる よう催しを立案し、慣れ親しんだ地 域の空気を感じていただく。	随時
入 退 去 業	稼働率の安定 施設への要望 等の把握	・入居検討委員会を開催し、待機者の 状況や優先順位等を検討して適切 な入居につなげる。 ・パンフレットを各所へ配布する。 ・運営推進会議を開催し、ご家族や行 政、地域の方のご意見やアドバイス を施設経営に取り入れる。 ・ご家族との面談を行い、施設への	1回/月 随時 1回/2か月 随時
		要望や不満を聞き取り、速やかに改善する。 ・施設見学等を随時行い、施設の内容や雰囲気を広く知っていただく。	随時
ケアプラ ンの作成	満足度の向上	・利用者の状態の変化を注視し、必要なサービスを計画、立案する。 ・ケアプランに沿った支援を実施できるよう、担当職員との会議の場をもつ。	随時 1 回/月
多職種との連携	問題の予防・ 早期解決	・ユニットリーダーや看護師、相談員 や栄養士、施設長との会議の場を設 けることで各所の問題を早期に把 握し、都度解決案を模索する。	1 回/月
服薬、健康 管理 医師との	状態悪化の防 止、早期対応	・担当医と連携を密にし、情報提供を 迅速に行えるように日誌等を簡潔 にわかりやすく記入する。	随時
連携		・連絡手段を確認しておき、急変時に 必要な対応を行うことのできるよ う、日頃から職員に徹底しておく。	随時
		・誤薬を防ぐために多段階的にチェックを行い、随時実施状況を確認する。	随時

衛生、食品	異物混入や食	・厨房内の消毒、清掃を徹底し、食中	随時
管理	中毒を無くす	毒の蔓延を防ぐことで入居者の健	IXE. 4
	1 4 2 / ()	康を害することなく、施設での楽し	
		みである"食"を提供することに努	
		める。またユニット内での食事イベ	
		ントを行い、満足度向上に努める。	
	備蓄の確認	・調理場の機能が停止した場合等に備	随時
		えて備蓄を常に3日分以上確保して	
	食事満足度向	おく。また、長期に備えて外注業者	
	上	との食事提供方法の事前の話し合	
		いを進めておき、有事の際に対応が	
		とれるようにしておく。	
感染症委	感染症の流行	・定期的に委員会を開催し、職員に意	1回/3か月
員会の開	を予防する	識付けを行う。	
催		・マニュアルの整備、予防方法の指導	随時
		を随時行い、感染予防の重要性を認	
		識する。感染症が発生した際の対	
		応、勤務体制等を事前に協議し、即	
		座に動けるように情報共有を徹底	
		しておく。	
		・年2回の研修に加え、感染を想定し	随時
		た実地訓練を1回以上行う。	
		・新型コロナウイルスに対するマニュ	
		アルを整備するとともに、利用者、	
		職員の日々の健康チェックや作業	
		ごとの消毒を実施していく。	
		・感染症発生時に必要な物資を常時確	
		保しておく。	/- >
事故防止	事故発生率の	・事故防止委員会を開催し、正しい対	1回/3か月
対策	減少	処法と対応を身に着ける。	Γν.4-1+-
		・報告書を速やかに作成し、全職員が	随時
		回覧し、周知することで同様の事故	
10 14 15 15	自体物書を無	を減らす。	1 🖃 /9 쇼> ㅁ
身体拘束の廃止	身体拘束を無 くし、QOLを向	・委員会を定期的に開催し、入所者の ストレスの軽減や正しい対応方法	1回/3か月
ソ)) 田山。	くし、QOLを向し 上する	を共有しながら、拘束の意味や対処	
	<u> </u>	法を相手の立場に立って理解する。	
		A CTH J ジエ勿にエフ(左所 y O。	
褥瘡を防	衛生的な健康	・定期的な委員会を開催し、予防の徹	1回/3か月
止する	管理を行う	底や発症時の適切な対応を学び、栄	
		養、清潔、体位交換の重要性を全職	
		員に周知する。	

他事業所	介護サービス	・隣接する通所介護や居宅支援事業所	随時
との連携	の適切な利用	等と連携して在宅サービスから施	
	を実現する	設サービスへのスムーズな移行を	
		実施する。	
		・ご家族の意見を取り入れ、担当介護	随時
		支援専門員と連携して最適なサー	
		ビスを提供する。	
研修等の	職員のスキル	・職員の習得必須の研修への参加	随時
実施	アップのため	・社内外問わず、各キャリア段階に沿	随時
		った研修への参加を促す	

2. デイサービス事業 (通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業)

施設を利用していただく地域の高齢者の皆様、介護されるご家族の方々が安心して在宅生活を維持していただけるよう、質の高いサービスの提供を行い、地域の福祉に貢献するとともに、運営の安定化を図る。

BCP 計画を十分に理解し、災害時には適切な事業継続を実践し、利用者にとって安全安心なサービスを実施する。

事業計画

- 平米川県	-		1
項目	目的	具体的な内容	実施時期
	ニーズを把握 し、在宅生活 に適したケア の提案 楽しく安心な サービスの提	・送迎時以外でも会話の機会を持ち、 通所だけでなく、他のサービスと連携し、その提案も行う。・居宅介護支援事業所や在宅介護サービスセンターと協力し、利用者だけでなく、ご家族のニーズにも適時対	随時
	供	ために必要なサービスを常に意識して援助を行う。 ・生活相談員、介護職員、看護師や栄養士と連携して、ADL, QOL の維持向上を目指したサービスを模索し、専門的な視野に立ってプランニングを行う。	随時
地 域 の 方々との 交流	地域福祉への 貢献	・地域の方が参加できるレクを提案、 悩みを相互に共有できる話し合い の場を設定、提供することで今後の サービスに反映させる。	随時

	運営の安定	・定期的にミーティングを行い、利用	1回/月
向上		状況、レクの改善等を話し合う。 ・随時日常の業務を見直し、効率的により多くの利用者に満足していただけるサービスを提供する。 ・ボランティアや地域行事を誘致し、 老人会等の行事に参加して施設の	随時
		広報をするとともに地域との結び つきを強化する。 ・障害者の方の受け入れを引き続き行 う。 ・臨時の催しの際には利用者皆様に声 かけを行い、同時に地域の方もお誘	随時
		いして利用、参加を促していく。	
防災対策	安全の確保	・施設が福祉避難所に指定されている ことから、避難訓練や災害に対する 意識づけを日頃から行う。	随時
		・避難場所の整備や備蓄資源を随時確 認して有事に備えておく。	随時
感染症対策	感染症を予防 する	・マニュアル等の整備、予防を徹底することで罹患、蔓延を防ぎ、利用者の健康や施設の安全な環境を確保するための衛生管理を行う。	随時
		・新型コロナウイルスに対するマニュアルを整備するとともに、利用者、職員の日々の健康チェックや作業ごとの消毒を実施していく。 ・必要な物資を確保しておき、流行時期には行政とも連携して対応策を事前に職員に周知し、利用者にもお知らせしておく。	随時
研修等の実施	職員のスキル アップのため	・職員の習得必須の研修への参加 ・社内外問わず、各キャリア段階に沿 った研修への参加を促す	随時随時

3. 在宅介護支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、 予防対策から介護、医療等の多様なサービスを利用するための相談、支援を行 うことを目的とし、四日市市の委託を受け、地域包括支援センターの地域窓口 としての役割を担う。また、障害者やその家族からの相談についても適切な機 関に繋げていく。

事業計画

項目	目的	具体的な実施内容	実施時期
総合相談窓口業務	地域の相談窓 口として相談 者を支える	・本人や家族、近隣住民や地域関係者からの様々な相談に対して状況の 把握を行う。 ・地域の独居高齢者、高齢者世帯への 定期的な訪問により見守り、相談を	随時随時
		行う。 ・介護保険の説明や認定申請代行を行い、ケアマネージャーとの調整を行う。	随時
地域機関との連携	協力体制を構 築する	・民生委員定例会へ参加し、情報共有を行う。	1回/月
		・人権プラザ小牧運営協議会へ出席する。	3 回/年
		・保々地区まちづくり構想策定委員会へ出席する。	1 回/月
		・民生児童委員、地区社会福祉協議会、 老人会、自治会等の主催行事への協力や勉強会の開催を行う。	随時
		・在宅介護サービスセンター運営協議 会を開催する。	
		・介護予防教室を開催する。	15 回/年
権利擁護業 務等	自立支援のため	・虐待や消費者被害、金銭管理等の意思決定の問題や悩みを、行政や関係機関と協力し、適切な解決、援助につなげられるよう努力する。	随時
訪問給食の実施	バランスの良 い食事提供	・地域の高齢者が住み慣れた場所で 継続して生活していけるように、ま た調理や買い物が困難な高齢者の 栄養確保や安否確認のために昼、夕 食の配食を行う。	随時

4. 居宅介護支援事業

高齢者が在宅にて自立した生活を送ることができるよう、行政、医療、施設・居宅サービス事業者、地域包括支援センター、地域資源の活用を含め、その方にとって最も有利なサービスが受けられるように、常に利用者の立場に立って居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務を行う。

事業計画

項目	目的	具体的な実施内容	実施時期
相談事業	基本業務遂行	・相談を受け、要介護認定の申請代行 や取次を行う。・サービス計画の作成や、連絡調整、 モニタリング、給付管理業務を行 う。	随時
		・地域包括支援センター、在宅介護サービスセンターから依頼を受け、要支援の利用者の介護予防計画を作成する。 ・他市町村と連携しながら幅広く相談業務を展開する。	随時
医療との連携	医療、福祉サ ービスの連携 を図る	・かかりつけ医と協同し、在宅や入退 院時の速やかな支援の実施を実現 する。	随時
研修等の開催、参加	知識の向上と情報提供	・外部主催の研修等へ参加し、知識を 向上させるとともに外部との連携 を図る。・事業所主催で勉強会等を行い、ご家 族等の困りごとを傾聴し、情報交換 する。	随時

菰野聖十字の家診療所 令和6年度 事業計画

I. 施設方針

・利用者のニーズに寄り添った健康管理、医療の提供を行う。

Ⅱ. 事業計画

計画事項	実施内容	
社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念に 基づき、医療サービスの質の向上を 目指す	・社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念の基、 地域の各医療・福祉機関、さらには法人 内の関係福祉施設と緊密に連携し、より 一層、患者様及び福祉施設利用者様へ提 供する医療の質向上を図り、地域の信頼 を得る医療を目指す。	
医療・リハ・介護部門の各専門職が 多職種協働体制で、連携し、地域の 患者様や利用者の方々の意欲や身体 状況の向上を目指す。	 多職種協働のチームで対応することによって、患者様の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康とQOLの向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的な医療サービスを提供できる体制を作り出す。 	
法人内関係福祉施設利用者の健康管 理	・特養・障害・白百合入居者の 定期投薬、臨時投薬(院外処方)	
感染症防止および予防医学の推進	・新型コロナウイルス予防対策 ・インフルエンザ予防接種 ・肺炎球菌ワクチン予防接種 ・日常の健康相談	